

加入者証は発行されません

大和証券グループ役員・従業員の皆さまへ

大和証券
グループの

団体保険

最大
43.75%
割引

団体総合生活補償保険(標準型)

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

所得補償保険

団体長期障害所得補償保険(GLTD)

熱中症

日射、熱射により被った
身体障害についても傷害
保険金をお支払します。
(A・B型)

退職



入社

長期所得
補償プラン長期の就業障害に
備えるプランです。あなたの
人生に寄りそう保険

子ども独立



結婚

傷害
補償プラン自転車保険にも対応!!
オプションで日常生活賠償に
ご加入する事で、
賠償事故に備える
事ができます。

住宅購入



出産



自動継続の取扱いについて

前年からお加入の皆さまについては、
ご加入内容の変更や継続停止のご連
絡がない場合、今年度においては前年
ご加入の内容に応じたセット・口数での
自動継続加入の取扱いとさせていただきます。
(年齢の進行により保険料表の
年齢区分が変わる場合は、ご継続時
の年齢による保険料となりますのでご
了承ください。)この機会に
じっくり
見直しませんか?

詳しくはコチラからチェック!!

申込締切日

2025年12月5日(金)

払込方法

2026年2月分給与より控除開始(12回払)

保険期間

2026年1月21日午後4時~2027年1月21日午後4時

お手続き方法

大和証券グループ役員専用WEBにある団体保険の専用ページにログインのうえお手続きください。
※一部インターネット上での手続きができない方がいらっしゃいます。該当の方には加入申込書を配布させていただきますので、締切日までに加入申込書を大和証券ファシリティーズまでご提出ください。

代理店・扱者

大和証券ファシリティーズ株式会社 保険事業部・マーシュジャパン株式会社コンタクトセンター

株式会社大和証券グループ 本社

団体保険

は、大和証券グループの福利厚生制度です。

大和証券グループ団体保険制度は、大和証券グループのスケールメリットを活かした福利厚生制度です。

ご加入や保険料の払込みなどの手続きも、簡単・便利です。

団体保険ならではのメリットを知っていただき、

従業員の皆さまとご家族の生活設計にお役立てください。

団体割引

- ・団体総合生活補償保険(標準型)
- ・所得補償保険

43.75%の
割引率を適用!

- ・団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

25%の
割引率を適用!

- ・団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

25%の割引率を適用!

※親介護補償プランの基本補償(傷害死亡・後遺障害)については43.75%の割引率を適用します。

ご家族も
加入
できます!



従業員の皆さまと
ご家族の安心に!

大和証券
グループ社員
約5,800人
が加入

簡単な保険

- 保険料は
給与からの引き去り
- 医師の診査は不要で、
加入手続きは簡単
- 保険金の
請求手続きも簡単

インターネットでの お手続き

インターネットでお手続きいただく方は、大和証券グループ役職員専用WEBにある専用ページにログインのうえ、お手続きをお願いします。

大和証券グループ役職員専用WEB: <https://www.daiwa-grp.jp/dfs/group/>
インターネットでお手続きいただけない方は、加入申込票でのお手続きとなります。

募集要項

- 申込締切日 2025年12月5日(金)
- 保険期間 2026年1月21日午後4時から
2027年1月21日午後4時まで 1年間
- 払込方法 2026年2月より毎月給与引き去り
第1回保険料は、保険始期(2026年1月21日)の翌月(2026年2月)に給与より控除されます。

重要 おすすめポイント



Point1 日常生活賠償責任を補償するオプション

傷害補償プランのご加入にプラスして、自転車等で他人にケガをさせた場合等の法律上の損害賠償責任を補償します。

自転車事故はおおよそ6分に1件の割合で発生しています。*



自転車での加害事故によって高額賠償となった事例	
判決認容額(注)	事故の概要
6,779万円	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38才)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。(東京地方裁判所、2003年9月30日判決)。
9,266万円	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車ですり抜けてきた男性会社員(24才)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った(東京地方裁判所、2008年6月5日判決)。

(注)判決認容額とは、上記裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(金額は概算額)。上記裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

※:一般社団法人日本損害保険協会「知っていますか?自転車事故の実態と備え」(2019年8月改訂)から作成

NEW Point 2 疾病(個人)補償プラン CT・MRI検査一時金 / セカンドオピニオン費用保険金

CT・MRI検査一時金

~こんなときにお役に立ちます~

- ▶健康診断で要精密検査となり、CT検査を受けた

保険期間中に日本国内においてCT検査またはMRI検査を受けた場合に保険金をお支払いします。(健康診断や検診等の自由診療のために受けたCT検査またはMRI検査は除きます。)

(注)保険期間を通じて1回を限度とします。



セカンドオピニオン費用保険金

~こんなときにお役に立ちます~

- ▶胃がんと診断されたため、セカンドオピニオンを受診した

ケガまたは病気の治療のため、保険期間中に日本国内においてセカンドオピニオンを受けた場合に負担する費用を実費で補償します。セカンドオピニオンを受けるための病院等への交通費や宿泊費(1泊につき1万円限度)も補償します。

(自由診療で行うものをいい、公的医療保険制度で対象となる診療行為を伴うものを除きます。)

(注)「セカンドオピニオン」とは、被保険者が診療を受けているケガや病気に関する診断や治療選択などについて、担当医が作成した診療情報提供書や意見書等に基づき、担当医とは異なる医師に相談を行うことをいいます。



INDEX	
団体保険制度について	» P1
制度の概要	» P3
補償の早見表	» P5
ライフステージに合わせた補償の選び方(おすすめのプラン)	» P7
傷害(個人)補償プラン(ケガのみ補償)	» P11
傷害(家族)補償プラン(ケガのみ補償)	» P12
親介護補償プラン	» P13
疾病(個人)補償プラン(病気のみ補償)	» P15
交通事故補償プラン(交通事故によるケガのみ補償)	» P17
所得補償プラン	» P18
長期所得補償プラン	» P19
Q&A よくあるご質問	» P21
ご加入にあたってのご注意	» P23
健康状況告知書ご入力・ご記入のご案内	» P25
請求手続きについて	» P32
保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合	» P33
重要事項のご説明	» P54

女性の方に特に
ご覧いただきたい
ポイントに
右記マークを
付けています

女性必見!



保険事業部より

「団体保険制度」は、従業員皆さまのニーズに合致した充実の補償内容であると自負しています。ご家族も加入できますので、ご家族皆さまの補償を見直す良い機会でもあります。皆さまからのご加入を心よりお待ちしております。

皆さまを
応援
します!



制度の概要

団体保険制度はニーズに合わせて、
必要な補償を組み合わせでご加入いただけます。

ラインアップ



43.75%
割引^{※1}

ケガに備える

傷害(個人・家族)補償プラン (A・B型)

(ケガのみ補償)

P11~12



日常生活賠償



携行品損害



受託物賠償責任



弁護士費用

+ オプション

地震によるケガにも対応!

天災危険補償特約が付いています。

25%
割引^{※2}

病気に備える

疾病(個人)補償プラン (E・S・L型)

(病気のみ補償)

P15~16



先進医療費用



抗がん剤治療



三大疾病診断保険金

+ オプション

生命保険料控除対象

25%
割引^{※3}

親の介護に備える

親介護補償プラン (M・N・Q型)

(ケガの補償) (親介護補償) (介護による休業補償)

P13~14



一部生命保険料控除対象

43.75%
割引^{※1}

交通事故のみのケガに備える

交通事故補償プラン (C・D型)

(交通事故によるケガのみ補償)

P17



日常生活賠償

+ オプション

生命保険料控除対象

43.75%
割引^{※1}

働けなくなった場合に備える

所得補償プラン (G型)

(所得の補償)

P18



生命保険料控除対象

25%
割引^{※2}

長期間働けなくなった場合に備える

長期所得補償プラン (T型)

(団体長期障害所得補償保険(GLTD))

P19~20



生命保険料控除対象

※1 団体割引25%、損害率による割引25% (傷害のみ)
 ※2 団体割引25%
 ※3 団体割引25%、ただし親介護補償プランの基本補償(傷害死亡・後遺障害)については43.75%^{※1}の割引率を適用します。

加入資格

お申込人になれる方



「株式会社大和証券グループ本社および大和証券グループ会社」(以下「大和証券グループ各社」)に勤務され、
毎月の給与の支払いを受けている方に限ります。

被保険者になれる方



■ 団体総合生活補償保険 傷害補償プラン・親介護補償プラン・疾病補償プラン・交通事故補償プラン

A・C・E・S・L型の被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲

大和証券グループ各社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)

B・D型の被保険者本人となれる方の範囲

大和証券グループ各社の役員・従業員およびその配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹です。

B・D型の被保険者(補償の対象者)となる方の範囲

被保険者本人、配偶者、同居の親族および別居の未婚の子。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。



所得補償保険

被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲
大和証券グループ各社の役員・従業員およびその家族(配偶者、子ども、両親、兄弟姉妹および本人と同居している親族ならびに家事使用人をいいます。)

M・N・Q型の被保険者(補償の対象者)、 特約被保険者・介護対象者となれる方の範囲

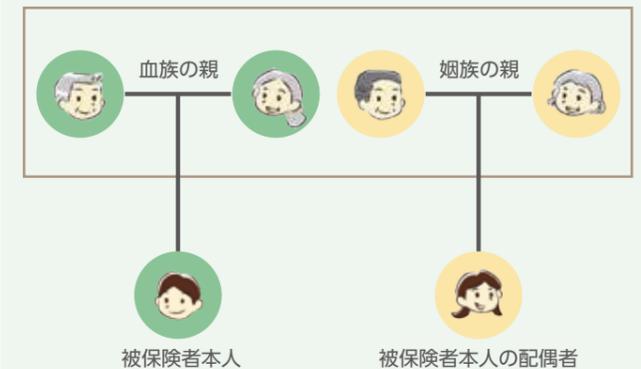
基本補償(傷害死亡・後遺障害)の被保険者となれる方の範囲

- 親介護一時金支払特約「親介護」はA・C・E・S・L型と同様です。
- 親の介護による休業補償特約は、大和証券グループ各社の従業員のみです。なお、以下の方は対象外です。
 - ・大和証券グループ各社の役員
 - ・大和証券グループ各社の就業規則等に基づく介護休業を取得できない方(退職者、従業員の家族等)。
 - ・契約者(株式会社大和証券グループ本社)の就業規則等と介護休業期間の定めが異なるグループ会社の従業員。

親介護一時金支払特約「親介護」の特約被保険者、親の介護による休業補償特約の介護対象者(補償の対象者)となれる方の範囲

- 基本補償の被保険者の親(姻族を含みます。)で最大2名までとなります。

特約被保険者・介護対象者の範囲



団体長期障害所得補償保険(GLTD)

団体長期障害所得補償保険にご加入いただける方、被保険者(補償の対象者)となれる方の範囲は、2026年1月21日において満59才以下の大和証券グループ各社の役員ならびに正式な雇用関係のある従業員(非常勤、アルバイト、パート従業員、健康保険の対象とならない方を除きます。)の方に限ります。

補償の早見表

ご加入にあたって必要な補償がひと目でわかります。
プランの検討の参考にしてください。

早見表を
プラン検討の
参考にしましょう!



都道府県で
義務化されている
自転車保険に
対応している
オプションです

補償の一覧表

区分		死亡・後遺障害	入院	通院	手術	特定感染症 葬祭費用	放射線 治療	先進 医療	抗がん剤 治療	三大疾病	女性疾病	天災に よるケガ	日常生活 賠償	携行品 損害	受託物 賠償責任	弁護士 費用	親介護	親介護による 休業補償	就業不能・ 就業障害	
団体総合生活補償保険 (標準型)	傷害(個人・家族)補償 P11~12	●(*1・2) ケガのみ	●(*1・2) ケガのみ	●(*1・2) ケガのみ	●(*2) ケガのみ	●						●								
	⊕ オプション	日常生活賠償 P11~12																		
		携行品損害 P11~12												●						
		受託物賠償責任 P11~12														●				
		弁護士費用 P11~12															●			
	交通事故補償 P17	● 交通事故によるケガのみ	● 交通事故によるケガのみ	● 交通事故によるケガのみ	● 交通事故によるケガのみ															
⊕ オプション	日常生活賠償 P17											●								
団体総合生活補償保険 (MS&AD型)	親介護補償 P13~14	● ケガのみ																		
	疾病(個人)補償 P15~16		● 病気のみ	●(*3) 病気のみ	● 病気のみ		● 病気のみ			● (S型は2倍支払)	● (L型は2倍支払)									
	⊕ オプション	先進医療補償 P15~16						●												
		抗がん剤治療 P15~16							●											
		三大疾病診断 P15~16								●										
所得補償プラン P18																		●		
長期所得補償プラン P19~20																		●		

本人およびご家族の
自転車事故等による
賠償リスクにも
対応します

最近、がんになる人が
-増えた気がするわ...

親の介護もあるけど、
仕事は続けたいな...

女性必見!

特約被保険者本人
が所定の要介護
状態になったとき
一時金をお支払します

話題の先進医療に
かかる費用等も
実費で1,000万円
まで補償されます

(*)後遺障害、入院、通院については、特定感染症を発病した場合も対象です。
(*2)熱中症(日射・熱射により被った身体障害)についても対象です。
(*3)病気の場合は、疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため通院された場合が対象です。

〈病気補償について〉

病気補償については以下の点にご注意ください。

・基本補償の新規加入、保険金額の高いセットへの変更および補償充実オプションの新規追加の場合には健康に関する告知が必要です。

〈加入限度額について〉

被保険者1名あたりの加入限度額は全プラン合算で傷害入院保険金日額30,000円、傷害通院保険金日額20,000円、疾病入院保険金日額30,000円、疾病通院保険金日額10,000円です。

15才未満の方の加入限度額は傷害入院保険金日額15,000円、傷害通院保険金日額10,000円、疾病入院保険金日額20,000円、疾病通院保険金日額10,000円です。

三大疾病2倍支払特約および女性特定疾病2倍支払特約がセットされている場合は、2倍後の金額が加入限度額以下になるように設定してください。

〈国内外補償について〉

基本補償、日常生活賠償、携行品損害、受託物賠償責任、親介護補償、抗がん剤治療、三大疾病診断、所得補償、長期所得補償は国内外問わず補償します。ただし、日常生活賠償は一部国内のみ補償、受託物賠償責任は日本国内で受託した物に限り、先進医療オプションは日本国内で先進医療を受けた場合、弁護士費用は日本国内における事故に限り、

〈支払限度日数等について〉

入院・通院の免責期間、支払対象期間、支払限度日数は以下のとおりです。

- ・入院(傷害) 免責期間:なし、支払対象期間:180日、支払限度日数:180日
- ・入院(疾病) 免責期間:なし、支払対象期間:1,095日、支払限度日数:730日
- ・通院(傷害) 免責期間:なし、支払対象期間:180日、支払限度日数:90日
- ・通院(疾病) 免責期間:なし、支払対象期間:180日、支払限度日数:30日

(注)通院(疾病)は、疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため通院された場合が対象です。

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

ライフステージに合わせた補償の選び方(おすすめのプラン)

年齢やライフステージが変われば、必要な補償やその額も大きく変わります。大切なのは、その時々自分に合った保険を選ぶことです。家族の構成や、生活環境が変化したときには、加入している保険の内容をよく確認したうえでその時々ニーズに適した保険にご加入ください。

ワンポイント

離れて暮らすご両親も
ご加入いただけます!



	20代	30代	40代～																																				
ライフステージ	入社	結婚	子ども誕生	住宅購入	子ども独立																																		
例	24才独身の例	本人30才、配偶者28才の例	本人32才、配偶者30才、お子さま生後15日の例	本人40才、配偶者38才、お子さま8才、父親64才、母親61才の例	本人54才、配偶者52才、お子さま22才、父親78才、母親75才																																		
ご本人さま	<table border="1"> <tr><td>傷害補償プラン(A1)</td><td>1,430円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償(HA)</td><td>80円</td></tr> </table>	傷害補償プラン(A1)	1,430円	日常生活賠償(HA)	80円	<table border="1"> <tr><td>傷害補償プラン(A1)</td><td>1,430円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償(HA)</td><td>80円</td></tr> <tr><td>疾病補償プラン(E1)</td><td>810円</td></tr> <tr><td>GLTD(T×2口)</td><td>1,502円</td></tr> </table>	傷害補償プラン(A1)	1,430円	日常生活賠償(HA)	80円	疾病補償プラン(E1)	810円	GLTD(T×2口)	1,502円	<table border="1"> <tr><td>傷害補償プラン(B1)</td><td>3,780円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償(HB)</td><td>80円</td></tr> <tr><td>疾病補償プラン(E1)</td><td>810円</td></tr> <tr><td>GLTD(T×2口)</td><td>1,502円</td></tr> </table>	傷害補償プラン(B1)	3,780円	日常生活賠償(HB)	80円	疾病補償プラン(E1)	810円	GLTD(T×2口)	1,502円	<table border="1"> <tr><td>傷害補償プラン(B1)</td><td>3,780円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償(HB)</td><td>80円</td></tr> <tr><td>疾病補償プラン(E1)</td><td>870円</td></tr> <tr><td>GLTD(T×3口)</td><td>3,846円</td></tr> </table>	傷害補償プラン(B1)	3,780円	日常生活賠償(HB)	80円	疾病補償プラン(E1)	870円	GLTD(T×3口)	3,846円	<table border="1"> <tr><td>傷害補償プラン(A1)</td><td>1,430円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償(HA)</td><td>80円</td></tr> <tr><td>疾病補償プラン(E1)</td><td>1,520円</td></tr> </table>	傷害補償プラン(A1)	1,430円	日常生活賠償(HA)	80円	疾病補償プラン(E1)	1,520円
傷害補償プラン(A1)	1,430円																																						
日常生活賠償(HA)	80円																																						
傷害補償プラン(A1)	1,430円																																						
日常生活賠償(HA)	80円																																						
疾病補償プラン(E1)	810円																																						
GLTD(T×2口)	1,502円																																						
傷害補償プラン(B1)	3,780円																																						
日常生活賠償(HB)	80円																																						
疾病補償プラン(E1)	810円																																						
GLTD(T×2口)	1,502円																																						
傷害補償プラン(B1)	3,780円																																						
日常生活賠償(HB)	80円																																						
疾病補償プラン(E1)	870円																																						
GLTD(T×3口)	3,846円																																						
傷害補償プラン(A1)	1,430円																																						
日常生活賠償(HA)	80円																																						
疾病補償プラン(E1)	1,520円																																						
配偶者さま		<table border="1"> <tr><td>傷害補償プラン(A1)</td><td>1,430円</td></tr> <tr><td>疾病補償プラン(E1)</td><td>600円</td></tr> </table>	傷害補償プラン(A1)	1,430円	疾病補償プラン(E1)	600円	<table border="1"> <tr><td>疾病補償プラン(E1)</td><td>810円</td></tr> </table>	疾病補償プラン(E1)	810円	<table border="1"> <tr><td>疾病補償プラン(E1)</td><td>850円</td></tr> </table>	疾病補償プラン(E1)	850円	<table border="1"> <tr><td>傷害補償プラン(A1)</td><td>1,430円</td></tr> <tr><td>疾病補償プラン(E1)</td><td>1,520円</td></tr> </table>	傷害補償プラン(A1)	1,430円	疾病補償プラン(E1)	1,520円																						
傷害補償プラン(A1)	1,430円																																						
疾病補償プラン(E1)	600円																																						
疾病補償プラン(E1)	810円																																						
疾病補償プラン(E1)	850円																																						
傷害補償プラン(A1)	1,430円																																						
疾病補償プラン(E1)	1,520円																																						
お子さま			<p>配偶者さまもお子さまも傷害補償の対象となります</p>	<p>配偶者さまもお子さまも傷害補償の対象となります</p>																																			
ご両親				<p>傷害補償プランは熱中症による身体障害も補償の対象となります</p> <table border="1"> <tr><td>父 傷害補償プラン(A1)</td><td>1,430円</td></tr> <tr><td>母 傷害補償プラン(A1)</td><td>1,430円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償(HA)</td><td>80円</td></tr> </table>	父 傷害補償プラン(A1)	1,430円	母 傷害補償プラン(A1)	1,430円	日常生活賠償(HA)	80円	<table border="1"> <tr><td>父 傷害補償プラン(A1)</td><td>1,430円</td></tr> <tr><td>母 傷害補償プラン(A1)</td><td>1,430円</td></tr> <tr><td>日常生活賠償(HA)</td><td>80円</td></tr> <tr><td>父 親介護補償プラン(N1)</td><td>2,480円</td></tr> <tr><td>母 親介護補償プラン(N1)</td><td>2,480円</td></tr> <tr><td>+ 基本補償(本人)</td><td>70円</td></tr> </table>	父 傷害補償プラン(A1)	1,430円	母 傷害補償プラン(A1)	1,430円	日常生活賠償(HA)	80円	父 親介護補償プラン(N1)	2,480円	母 親介護補償プラン(N1)	2,480円	+ 基本補償(本人)	70円																
父 傷害補償プラン(A1)	1,430円																																						
母 傷害補償プラン(A1)	1,430円																																						
日常生活賠償(HA)	80円																																						
父 傷害補償プラン(A1)	1,430円																																						
母 傷害補償プラン(A1)	1,430円																																						
日常生活賠償(HA)	80円																																						
父 親介護補償プラン(N1)	2,480円																																						
母 親介護補償プラン(N1)	2,480円																																						
+ 基本補償(本人)	70円																																						
月払保険料例	合計 1,510円	合計 5,852円	合計 6,982円	合計 12,366円	合計 13,950円																																		

おすすめのプラン内容

保険選びの参考にしてください。



保険加入は社会人としての責任
入社して間もなくは、慌ただしい日々を過ごします。万一、他人に迷惑をかけたときに社会人としての責任を果たせるよう、保険の加入を検討してください。

大切な家族を守るために
結婚したら、家族にとってのリスクを夫婦で考える必要が出てきます。お互いが入っていた保険を確認し、補償内容の見直しをしてください。

家族が増えたら補償も増やそう
家族が増えたら日常生活のリスクも高まります。ご家族のケガと病気に備えることも重要になります。

責任が重い年代に十分な補償を
マイホームを購入した方は、働けなくなった場合のリスクを考える必要があります。

年齢を重ねた2人に必要な保険を
離れて暮らすご両親の補償についても考え始める年代となります。

- 制度のご案内
- 補償の選び方
- 傷害補償プラン
- 親介護補償プラン
- 疾病補償プラン
- 交通事故補償プラン
- 所得補償プラン
- 長期所得補償プラン
- Q&A
- 注意事項
- 重要事項説明

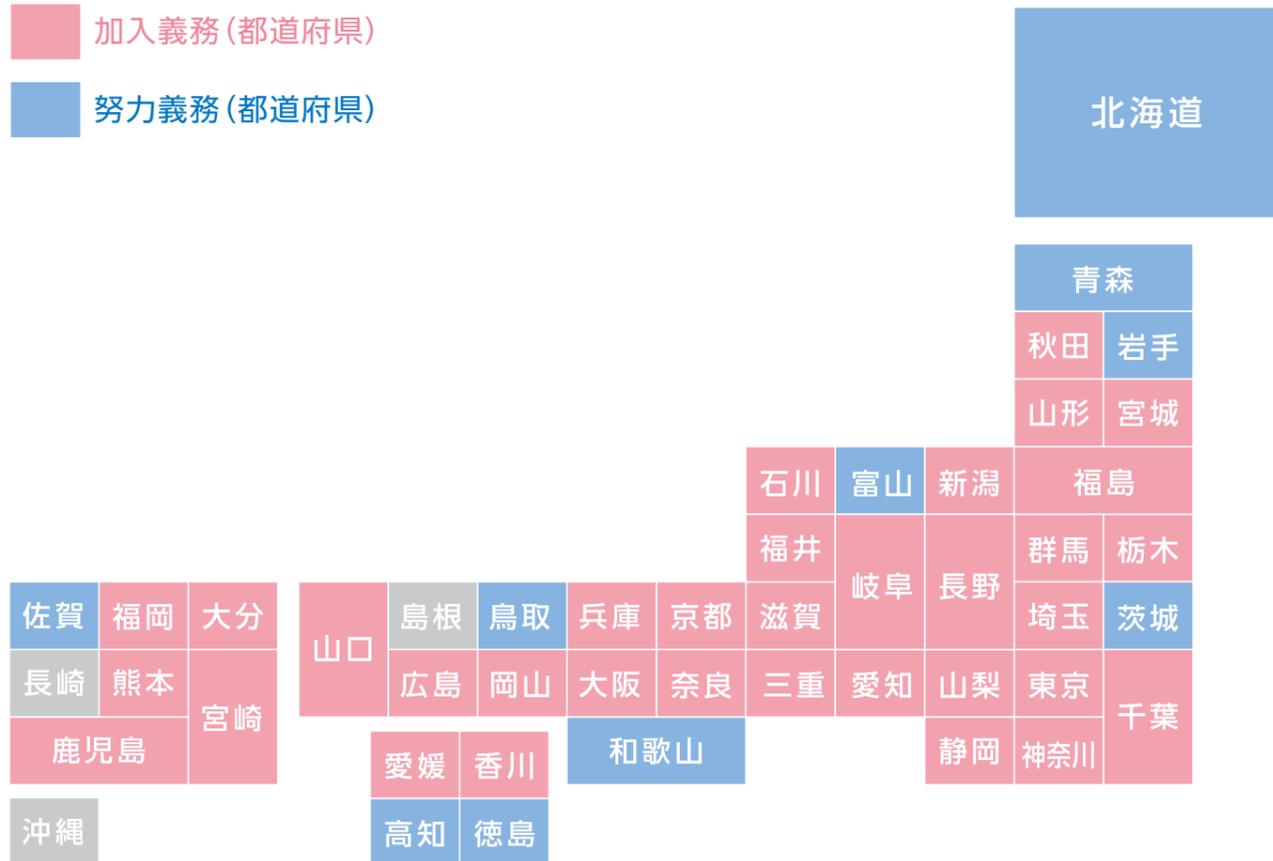
自転車保険をご検討中のみなさまへ

大和証券グループ 団体保険でご用意している傷害補償プラン等のオプション・日常生活賠償に加入することにより、都道府県で義務化されている自転車保険に加入していることになります。

自転車保険への加入を推進しています!

自転車利用中の事故で他人にケガをさせてしまった場合などの損害を賠償できる保険等への加入が義務化されている、都道府県が増えています。

自転車保険の加入を義務化している都道府県



令和6年4月1日現在

国土交通省「自転車損害賠償責任保険等への加入促進について」を元に作成

自転車事故の高額賠償判決事例

自転車による加害事故例 **9,521万円の賠償判決**

裁判事例 | 男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25(2013)年7月4日判決)
(一般社団法人日本損害保険協会「知っていますか?自転車事故の実態と備え」(2019年8月改訂)から作成)

日常生活賠償への加入で

さらに! **1億円まで補償 + 示談交渉サービス付**

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が**示談交渉**をお引受けします。

自転車事故は身近な事故です!

おすすめプラン(自転車保険対応プラン)

本人のみ補償プラン 月払保険料 **1,510円**

家族型補償プラン 月払保険料 **3,860円**

A1	基本補償	1,430円
HA	日常生活賠償	80円

B1	基本補償	3,780円
HB	日常生活賠償	80円

日常生活賠償特約

他人にケガをさせてしまったとき等
国内のみ示談交渉サービス

保険期間中、日常生活に起因する偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合

補償内容の詳細は「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。

補償充実オプション

ご自身が被害を受け、加害者との交渉で困ったとき…

弁護士費用特約

ご自身(同居の家族)が日本国内で被害を受け法律相談が必要な時等

日本国内における偶然な事故により、被害が発生した場合の法律相談費用や損害賠償請求のための弁護士費用等

補償内容の詳細は「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご確認ください。

被保険者に被害が発生した場合の法律相談費用や損害賠償請求のための弁護士費用等	弁護士費用等 300万円 限度 法律相談費用 10万円 限度	月払保険料	170円
----------------------------------------	-------------------------------------------------	-------	-------------

制度のご案内
補償の選び方
傷害補償プラン
親介護補償プラン
疾病補償プラン
交通事故補償プラン
所得補償プラン
長期所得補償プラン
Q&A
注意事項
重要事項説明

傷害(個人)補償プラン(A型)

[ケガのみ補償] ケガ オプション



43.75%
割引

傷害(家族)補償プラン(B型)

[ケガのみ補償] ケガ オプション



43.75%
割引

基本補償 [天災危険補償特約・熱中症危険補償特約・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 付] 加入限度口数 1口

セット名	A1	A2	A3	A4
傷害死亡・後遺障害 ケガで死亡または後遺障害が残ったとき ^(※1・2)	最高450万円 ^(※3)	最高900万円 ^(※3)	最高100万円 ^(※3)	最高200万円 ^(※3)
傷害入院 初日から補償 ケガで入院したとき ^(※1・2) 180日以内 180日限度	1日につき 6,000円	1日につき 12,000円	1日につき 6,000円	1日につき 12,000円
傷害通院 初日から補償 ケガで通院したとき ^(※1・2) 180日以内 90日限度	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円
傷害手術 ケガで手術を受けたとき ^(※2)	入院中に受けた手術の場合:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合:傷害入院保険金日額の5倍			
特定感染症葬祭費用 特定感染症での死亡により親族が葬祭費用を負担したとき	300万円限度			
月払保険料(年齢にかかわらず)	職種級別A ^(※6) 1,430円	職種級別A ^(※6) 2,840円	職種級別A ^(※6) 1,130円	職種級別A ^(※6) 2,250円



補償充実オプション

自転車保険にも対応!!

加入限度口数 1口	セット名	月払保険料
日常生活賠償 ^(※4) 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したなどにより法律上の損害賠償責任を負われたとき 国内のみ示談交渉サービス付	1億円限度 HA	80円
携行品損害 ^(※5) 外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど	15万円限度 (免責金額3,000円) KA	60円
受託物賠償責任 ^(※4) レンタルした財物を過って壊したときなど	10万円限度 (免責金額5,000円) JA	10円
弁護士費用 ^(※4) 被保険者に被害が発生した場合の法律相談費用や損害賠償請求のための弁護士費用等	弁護士費用等 300万円限度 法律相談費用 10万円限度 BA	170円

(※1) 後遺障害、入院、通院については、特定感染症を発病した場合も対象です。
 (※2) 熱中症(日射・熱射により被った身体障害)についても対象です。
 (※3) 傷害後遺障害保険金については、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。
 (※4) 日常生活賠償、受託物賠償責任および弁護士費用は、本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子)も被保険者(補償の対象者)となります。詳しくは、「重要事項のご説明」の契約概要「1.商品の仕組みおよび引受条件等」をご参照ください。
 (※5) 被保険者(補償の対象者)は、基本補償と同じです。損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。

基本補償 [天災危険補償特約・熱中症危険補償特約・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約 付] 加入限度口数 1口

セット名	B1		B2		B3	
	本人	配偶者・親族	本人	配偶者・親族	本人	配偶者・親族
傷害死亡・後遺障害 ケガで死亡または後遺障害が残ったとき ^(※1・2)	最高 100万円 ^(※3)	最高 50万円 ^(※3)	最高 250万円 ^(※3)	最高 100万円 ^(※3)	最高 100万円 ^(※3)	最高 50万円 ^(※3)
傷害入院 初日から補償 ケガで入院したとき ^(※1・2) 180日以内 180日限度	1日につき 6,000円	1日につき 5,000円	1日につき 12,000円	1日につき 10,000円	1日につき 12,000円	1日につき 10,000円
傷害通院 初日から補償 ケガで通院したとき ^(※1・2) 180日以内 90日限度	1日につき 3,000円	1日につき 3,000円	1日につき 6,000円	1日につき 6,000円	1日につき 6,000円	1日につき 6,000円
傷害手術 ケガで手術を受けたとき ^(※2)	入院中に受けた手術の場合:傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合:傷害入院保険金日額の5倍					
特定感染症葬祭費用 特定感染症での死亡により親族が葬祭費用を負担したとき	300万円限度					
月払保険料(年齢にかかわらず)	職種級別A ^(※6) 3,780円		職種級別A ^(※6) 7,500円		職種級別A ^(※6) 7,280円	



補償充実オプション

自転車保険にも対応!!

加入限度口数 1口	セット名	月払保険料
日常生活賠償 ^(※4) 他人にケガをさせたり、他人の物を壊したなどにより法律上の損害賠償責任を負われたとき 国内のみ示談交渉サービス付	1億円限度 HB	80円
携行品損害 ^(※5) 外出先で携行品を破損したり、盗まれたときなど	15万円限度 (免責金額3,000円) KB	90円
受託物賠償責任 ^(※4) レンタルした財物を過って壊したときなど	10万円限度 (免責金額5,000円) JB	10円
弁護士費用 ^(※4) 被保険者に被害が発生した場合の法律相談費用や損害賠償請求のための弁護士費用等	弁護士費用等 300万円限度 法律相談費用 10万円限度 BB	170円

(※6) 職種級別A(事務職・営業職等)の保険料です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
 (注) B型の場合、記名被保険者本人の職種級別とします。
 (注) 日常生活賠償、携行品損害、受託物賠償責任および弁護士費用の特約のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の可否を判断のうえ、ご加入ください。

自転車事故の高額賠償判決事例

自転車による加害事故例

9,521万円の賠償判決



裁判事例 | 男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25(2013)年7月4日判決) (一般社団法人日本損害保険協会「知っていますか?自転車事故の実態と備え」(2019年8月改訂)から作成)

日常生活賠償への加入で

さらに! 1億円まで補償 + 示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

自転車事故は身近な事故です!



制度のご案内
補償の選び方
傷害補償プラン
親介護補償プラン
疾病補償プラン
交通事故補償プラン
所得補償プラン
長期所得補償プラン
Q & A
注意事項
重要事項説明

団体総合生活補償保険 (MS&AD型) 仕事と介護を両立させるために

親介護補償プラン (M・N・Q型)

[ケガ・親介護補償・介護による休業補償] ケガ 親介護 介護による休業

**25%
割引**※



親介護一時金支払特約 親の介護による休業補償特約

●本プランは「基本補償(傷害死亡・後遺障害)」に「親介護一時金支払特約」、「親の介護による休業補償特約」をセットします。
 ●特約被保険者、介護対象者となれる方は被保険者本人(傷害死亡・後遺障害の被保険者)の親(姻族を含みます。)です(最大2名まで)。
 ●保険料は傷害死亡・後遺障害の保険料(70円)に特約被保険者(親介護一時金支払特約)、介護対象者(親の介護による休業補償特約)の年齢に応じた保険料を足した額になります。

※基本補償(傷害死亡・後遺障害)については43.75%の割引率を適用します。

●親介護一時金

介護のため一時的に必要となる費用(介護用品・住宅リフォーム費用等)に充当することを目的とした特約です。
 特約被保険者(親)が次の要介護状態になり90日を超えた場合、親介護一時金の全額をお支払いします。
 ・公的介護保険制度に基づく要介護3以上(N2セット)または要介護2以上(N1セット)の認定を受けた状態
 ・上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

●介護による休業補償保険金

要介護状態である親(介護対象者)を介護するため、子(被保険者)が、勤務先の就業規則に基づく介護休業を取得した際に減少する所得の一部を補償することを目的とした特約です。ご加入にあたっては、ご自身に適用される就業規則等の規程を必ずご確認ください。
 以下の要介護状態となった親御さまを介護するため、介護休業を取得し、93日を超えた場合、てん補期間(36か月)以内の介護による休業補償保険金をお支払いします。
 ・公的介護保険制度に基づく要介護2以上の認定を受けた状態
 ・上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合
 ※就業規則に基づく介護休業期間を超えた期間はお支払いしません。ご注意ください。

満20才以上89才以下の方が特約被保険者、介護対象者としてご加入いただけます。

・健康状況に関する質問にご回答いただくだけでご加入いただけます。
 (特約被保険者、介護対象者にかわって被保険者本人に代理でご入力・ご署名いただけます。)

	要介護2以上の認定を受けた状態 ^(※1)		要介護3以上の認定を受けた状態 ^(※1)		要介護2以上の認定を受けた状態 ^(※1)	
	加入限度口数	5口	5口	20口	セット名	Q
加入限度口数	5口	5口	20口	セット名	Q	
セット名	N1	N2	介護による休業補償保険金	10万円		
親介護一時金	100万円	100万円	45~49才	20円		
月払保険料/親御さまの満年齢	45~49才	20円	50~54才	10円	45~49才	20円
	50~54才	40円	55~59才	30円	50~54才	50円
	55~59才	90円	60~64才	70円	55~59才	120円
	60~64才	210円	65~69才	140円	60~64才	270円
	65~69才	490円	70~74才	320円	65~69才	640円
	70~74才	1,120円	75~79才	710円	70~74才	1,450円
75~79才	2,480円	80~84才	1,540円	75~79才	3,230円	
80~84才	6,390円	85~89才	3,930円	80~84才	8,370円	
85~89才	12,810円		8,380円	85~89才	16,960円	

(※1)これに準ずる約款所定の状態を含みます。

基本補償 加入限度口数 1口	セット名	M
(被保険者本人の補償)		
傷害死亡・後遺障害	ケガで死亡または後遺障害が残ったとき ^(※2)	最高100万円
傷害死亡・後遺障害部分の月払保険料		70円

(※2) 傷害後遺障害保険金については、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。

ご加入に際しての注意点

- ・上記「親介護」「介護による休業」の保険料表は特約被保険者(親介護一時金支払特約)、介護対象者(親の介護による休業補償特約)1名あたりの保険料です。特約被保険者、介護対象者を2名(親(姻族を含みます。))とする場合の保険料は、それぞれの2026年1月21日時点の満年齢に応じた保険料を足した額となります。
- ・44才以下の保険料については、代理店・扱者へご連絡ください。
- ・特約被保険者、介護対象者を2名(親(姻族を含みます。))とする場合において、異なるセット(保険金額)で設定することはできません。



備えをしていますか? 親介護のリスク

親の介護は、突然にやってきます!!



いざ、親の介護に直面したら

- ◎誰が? ◎どこで? ◎どうやって? } 介護をするのか...
- ◎公的介護保険を利用するには、
 どういう手続きが必要なんだろう...
 ◎介護はいつまで必要なんだろう...
 ◎費用はいくらかかるんだろう...

仕事と介護を両立するためには



施設での介護を考えているAさん
 親の状態に応じた介護施設を探さないと...
 希望する施設に空きがないことも想定されます。



自宅での介護を考えているBさん
 ヘルパーを雇ったり、親族の協力を得たりと、自宅で介護ができる体制を整えるには時間がかかります。

”初期対応が大事”



職場の介護休業制度を利用し、しっかりと初期対応をとることで仕事と介護の両立が可能に!!

介護の初期費用、いくらかかるんだろう...?

初期にかかる費用

住宅改造や介護用ベッドの購入等、一時的にかかる費用
 福祉用具の購入費等 住宅改修費等

平均 **74万円**

(出典:生命保険文化センター「令和3年度生命保険に関する全国実態調査」)

ああ、お金がかかるなあ..

■ 親御さまと一緒に暮らす場合

- 自分は働いていて面倒をみれないので、家族に負担がかかるなあ..
- 有料老人ホームに入ってもらおうと、まとまった入居費用がかかるんだろうなあ..



せめて経済的な援助をしたいなあ..

■ 親御さまと離れて暮らす場合

- 私の親は離れて暮らしているから、なかなか面倒をみれないなあ..
- 親と同居の弟夫婦に頼り切りになってしまいそう。
- 弟夫婦の経済的負担を軽くするために何かできないかなあ..

▶▶ 親介護補償プラン(N1,N2)への加入で

要介護状態が90日を超えた場合、**親介護一時金の全額をお支払いします。**

- ※要介護状態とは、次のいずれかに該当する状態をいいます。
- ・公的介護保険制度に基づく要介護3以上(N2セット)または要介護2以上(N1セット)の認定を受けた状態
- ・上記以外で特約記載の所定の状態に該当した場合

親介護補償プランで不安を取り除きましょう!



生命保険料控除対象 詳細は「ご加入にあたってのご注意」をご参照ください▶

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)

疾病(個人)補償プラン(E・S・L型)

[病気のみ補償] 病気 オプション



25%
割引

基本補償

加入限度口数 1口

セット名	E型 (疾病のみコース)				S型 (三大疾病2倍 支払コース)	L型 (女性特定疾病 2倍支払コース)
	E1	E2	E3	E4	S1(※1)(※3)	L1(※2)(※3)
疾病入院 初日から補償 病気で入院したとき 1,095日以内 730日限度	1日につき 5,000円	1日につき 10,000円	1日につき 15,000円	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円	1日につき 5,000円
疾病通院 退院後の補償 病気で通院したとき(※4) 180日以内 30日限度	1日につき 2,500円	1日につき 5,000円	1日につき 7,500円	1日につき 2,500円	1日につき 2,500円	1日につき 2,500円
疾病手術 病気で手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合: 疾病入院保険金日額の20倍 入院中以外の手術の場合: 疾病入院保険金日額の5倍					
疾病放射線治療 病気で放射線治療を受けたとき	疾病入院保険金日額の10倍					
CT・MRI検査一時金 ケガまたは病気でCT検査またはMRI検査を受けたとき	-				3万円	-
セカンドオピニオン費用保険金 ケガまたは病気の治療のためセカンドオピニオンを受けたとき	-				10万円 限度	-

(※1) 三大疾病2倍支払特約がセットされています。(※2) 女性特定疾病2倍支払特約がセットされています。
(※3) S型とL型は同時にご加入いただくことはできません。
(※4) 通院(疾病)は、疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気の治療のため通院された場合が対象です。

補償充実オプション



加入限度口数 1口

セット名

先進医療費用 病気でケガにより国内で先進医療を受けたとき	1,000万円限度	F
抗がん剤治療 がん(※5)を発病し、抗がん剤治療を開始した場合	月5万円×特約所定の倍率	K1
三大疾病診断保険金 三大疾病(がん、急性心筋梗塞、脳卒中)と診断され、所定の支払要件を充足したとき	100万円	SS1

(※5) 抗がん剤治療においては上皮内新生物を含みません。

月払保険料 [2026年1月21日時点の本人の満年齢]

満年齢/セット名	基本補償						補償充実オプション			
	E1	E2	E3	E4	S1	L1	先進医療	抗がん剤治療	三大疾病診断 保険金	
0(※)~4才	590円	1,180円	-	710円	660円	710円	60円	60円	190円	60円
5~9才	440円	890円	-	550円	490円	540円		60円	190円	60円
10~14才	220円	420円	-	340円	240円	260円		60円	190円	60円
15~19才	240円	460円	700円	370円	260円	300円		60円	190円	60円
20~24才	390円	780円	1,180円	510円	420円	510円		60円	190円	70円
25~29才	600円	1,190円	1,800円	750円	650円	850円		60円	370円	190円
30~34才	810円	1,630円	2,440円	980円	910円	1,220円		60円	600円	350円
35~39才	850円	1,700円	2,550円	1,030円	990円	1,300円		110円	600円	530円
40~44才	870円	1,740円	2,610円	1,060円	1,060円	1,310円		170円	1,460円	820円
45~49才	1,110円	2,230円	3,330円	1,320円	1,410円	1,620円		170円	2,500円	1,220円
50~54才	1,520円	3,050円	4,570円	1,770円	2,040円	2,160円		560円	3,150円	1,500円
55~59才	2,160円	4,310円	6,470円	2,480円	2,970円	3,040円		980円	3,150円	2,380円
60~64才	3,190円	6,380円	-	3,610円	4,440円	4,490円		1,710円	2,920円	4,590円
65~69才	4,970円	9,940円	-	5,540円	6,890円	6,910円		2,600円	2,920円	6,120円
70~74才	7,440円	14,890円	-	8,190円	10,380円	10,310円	3,850円	2,690円	7,820円	
75~79才	12,150円	24,300円	-	13,050円	17,200円	17,130円	4,740円	2,690円	7,950円	
80~84才	18,900円	37,810円	-	19,880円	26,640円	26,620円	4,090円	2,400円	4,420円	
85~89才	27,380円	54,770円	-	28,360円	39,020円	38,500円	3,990円	2,400円	3,800円	

※保険期間の開始(2026年1月21日)時点で生後15日以上の方がご加入いただけます。

メディカルナビゲーションサービス

CT・MRI検査一時金補償特約、セカンドオピニオン費用補償特約には、それぞれ以下のサービスがセットされています。ご加入者さま本人のみご利用いただける専用のサービスです。補償内容の詳細については、「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。

CT・MRI検査一時金補償特約の加入者さま専用サービス

「ドクターが薦める専門医※1」 情報提供サービス

ドクターたちにより推薦・選考された専門医をご案内します。ご案内にあたり、看護師が病名やご希望地域などをお聞きしたうえで、適切な専門医のプロフィール情報をご提供します。その地域で専門性の高い医師をお探しの場合などにもお気軽にご相談ください。

※1 大学教授や総合病院の院長などを経験した医師たちで構成する評議員会において、推薦・選考された専門医です。

受診手配サービス

通院先の医療機関では対応できない専門的な治療が必要と主治医が判断した場合に、その治療を受けられる医療機関を探し、受診手配します。

セカンドオピニオン費用補償特約の加入者さま専用サービス

セカンドオピニオン手配サービス

納得の治療を選択できるよう、各疾患領域で専門的治療に取り組む全国の医療機関と連携し、豊富な知識・経験を有する医師(総合相談医※2)へ面談でのセカンドオピニオンを手配します。

※2 各疾患領域で豊富な知識・経験を有するとしてドクターオブドクターズネットワーク®に参画する医師や、提携医療機関が選定した医師です。主治医からの紹介状をもとに、医療機関でセカンドオピニオンを提供します。

ティーベック(株)が予約手配した提携医療機関でのセカンドオピニオン費用を除き、サービス利用の際の交通費、診察等にかかる費用等はご利用者の自己負担となります。なお、三井住友海上火災保険(株)のセカンドオピニオン費用補償特約で交通費や宿泊費が補償対象となる場合があります。「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。

サービス受付 電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
受付時間 月曜~土曜 9:00~18:00(日・祝日・12/31~1/3を除く) **ご利用の対象者** ご加入者さま本人
※メディカルナビゲーションサービスはティーベック(株)提供のサービスです。

ご利用に際して

ご利用の際の諸条件や、地域・内容により、ご要望に添えない場合があります。詳細はティーベック(株)ホームページよりご確認ください。
<https://www.t-pec.co.jp/notice/>

アクセスはこちら▶



想定支払例

がんの治療にしっかりと専念できます!

がんと診断され、30日間入院した後、
先進医療を受けたケース

疾病(個人)補償プラン
(病気のみ補償) S1

+ 先進医療オプション

- に加入の場合
- 疾病入院保険金 5,000円×30日×2※=300,000円
 - 先進医療費用保険金(実費) 1,000万円限度
- ※三大疾病の場合は疾病保険金を2倍にしてお支払いします。

合計300,000円+先進医療費用



女性ならではの病気も補償となります!

子宮筋腫で20日間入院し、
入院中に手術を受けたケース

疾病(個人)補償プラン
(病気のみ補償) L1

に加入の場合

- 疾病入院保険金 5,000円×20日×2※=200,000円
 - 疾病手術保険金 5,000円×20倍×2※=200,000円
- ※女性特定疾病の場合は、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。

合計400,000円



制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事
故補償
プラン

所得補償
プラン

長期所得
補償
プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

団体総合生活補償保険(標準型)

交通事故補償プラン(C・D型)

[交通事故によるケガのみ補償]

ケガ オプション

43.75%
割引



生命保険料控除対象

詳細は「ご加入にあたってのご注意」をご参照ください▶

所得補償保険

所得補償プラン(G型)

[所得の補償] 病気やケガによる所得補償

43.75%
割引



基本補償 [交通事故危険のみ補償特約付]

加入限度口数 1口

セット名	個人		家族				
	C1	C2	D1		D2		
			本人	配偶者・親族	本人	配偶者・親族	
傷害死亡・後遺障害	交通事故によるケガで死亡または後遺障害が残ったとき	最高 1,540万円 ^(※1)	最高 3,060万円 ^(※1)	最高 1,140万円 ^(※1)	最高 1,000万円 ^(※1)	最高 2,340万円 ^(※1)	最高 2,000万円 ^(※1)
傷害入院 初日から補償	交通事故によるケガで入院したとき 180日以内 180日限度	1日につき 12,000円	1日につき 24,000円	1日につき 9,000円	1日につき 4,500円	1日につき 18,000円	1日につき 9,000円
傷害通院 初日から補償	交通事故によるケガで通院したとき 180日以内 90日限度	1日につき 8,000円	1日につき 16,000円	1日につき 5,000円	1日につき 3,000円	1日につき 10,000円	1日につき 6,000円
傷害手術	交通事故によるケガで手術を受けたとき	入院中に受けた手術の場合: 傷害入院保険金日額の10倍 入院中以外の手術の場合: 傷害入院保険金日額の5倍					
月払保険料(年齢にかかわらず)	990円	1,970円	1,280円		2,570円		



補償充実オプション

加入限度口数 1口

セット名

月払保険料

自転車保険にも対応!!



日常生活賠償^(※2)

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことなどにより法律上の損害賠償責任を負われたとき
国内のみ示談交渉サービス付

1億円限度

個人

家族

80円

HC

HD

(※1) 傷害後遺障害保険金については、後遺障害の程度に応じて、傷害死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払します。
(※2) 日常生活賠償の特約は、本人以外に本人の家族(配偶者、本人またはその配偶者と同居の親族・別居の未婚の子)も被保険者(補償の対象者)となります。詳しくは、「重要事項のご説明」の契約概要「1.商品の仕組みおよび引受条件等」をご参照ください。
(注) 日常生活賠償のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約(団体総合生活補償保険契約以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額を確認し、特約の可否をご判断のうえ、ご加入ください。

自転車事故の高額賠償判決事例

自転車による加害事故例

9,521万円の賠償判決

裁判事例

男子小学生(11才)が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62才)と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

(神戸地方裁判所 平成25(2013)年7月4日判決)(一般社団法人日本損害保険協会「知っていますか?自転車事故の実態と備え」(2019年8月改訂)から作成)



日常生活賠償への加入で

1億円まで補償

さらに!

示談交渉サービス付

日本国内で発生した賠償事故については、被保険者のお申し出により三井住友海上が示談交渉をお引受けします。

もし、病気やケガで働けなくなって、収入が減少したら...

医療費や生活費、ローンや教育費など、お金はかかるなあ。どうしよう...



病気になり、入院することになってしまった...



交通事故にあい、自宅療養することになってしまった...



突然の事故や病気で働けなくなっても、出費は止まりません。

所得補償保険は、就業不能^(※1)となったとき、

あなたの収入ダウンをカバーする保険です。

1口あたりの補償内容	月払保険料	1,000円
加入限度口数 8口 原則、平均月間所得額の50%の範囲内で加入口数をお決めください。	補償期間(てん補期間)	1年間 免責期間(7日)
	無事故戻し	なし

1口あたりの年令別保険金月額[2026年1月21日時点の本人の満年齢]

満年齢/セット名	基本補償	
	G(職種級別:1級) ^(※2)	GB(職種級別:2級) ^(※2)
20~24才	228,000円	199,000円
25~29才	202,000円	176,000円
30~34才	164,000円	142,000円
35~39才	131,000円	114,000円
40~44才	105,000円	91,000円
45~49才	88,000円	76,000円
50~54才	76,000円	66,000円
55~59才	71,000円	61,000円
60~64才	67,000円	58,000円
65~69才	56,000円	49,000円

(※1) 就業不能とは、ケガまたは病気を被り、入院していることまたは治療を受けていることにより、加入内容確認画面等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。

(※2) G型(1級)は事務職、営業職等、GB型(2級)は通信従事者、システムエンジニア等の保険金月額です。それ以外のご職業の場合には代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

- ご加入いただいている方のうち、一部被保険者は年齢の進行によって保険金額が変更となっていますのでご注意ください。
- 新規加入あるいは口数を増やす方は、ネット手続き画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力・ご記入ください。
- 健康状態によっては、お引受けができない場合がございますのでご了承ください。
- 保険期間開始時より前の傷害または疾病については、原則として補償の対象となりません。
- 満15才以上19才以下の保険料については、代理店・扱者にご連絡ください。

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事
故補償
プラン

所得補償プラン

長期所得
補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

長期所得補償プラン (T型)

GLTD制度は、傷病による休業期間中、会社からの給与支給がなくなった後も、私たちの生活がダメージを受けることのないようにある一定の収入の補償を行う制度です。また、そうすることで「従業員の皆さまが生活の心配をすることなく療養に専念できる環境を創り出し、早期の就労復帰を支援すること」を目的としています。

25%
割引



もし、病気やケガで働けなくなったら… 長期休業への備えは充分ですか??

万一のケガや病気で就業に支障が生じ収入が減少した時、その後の生活はどうなるのでしょうか。「長期所得補償プラン」は、公的保険や従来の所得補償保険では補えなかった、長期にわたる就業障害の補償を可能にしたプランです。



長期所得補償プランで備えましょう!

5つの特長 『長期所得補償プラン』による長期の収入補償をお勧めします。

1. 最長満60才までのロング補償

GLTD制度にご加入の場合、病気やケガで就業障害^{*1}となり、免責期間を超えてその状態が継続した場合、最長満60才^{*2}まで保険金をお支払いします。

※1 就業障害とは、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している状態をいいます。詳しくは「※印の用語のご説明」をご参照ください。

※2 就業障害発生時点で対象期間(免責期間終了日の翌日から満60才までの期間)が3年に満たない場合は、てん補期間を3年とします。ただし、精神障害補償特約による保険金の支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず24か月が限度となります。

2. いつでもどこでも24時間補償

病気やケガの発生は、国内外を問いません。また、お仕事中に限らず休暇中等であっても補償の対象となります。

3. 退職後も引き続き補償

保険期間中に就業障害が発生し保険金をお受け取りの場合、退職されても、保険金のお支払条件を満たされる限り継続してお支払いします。ただし、退職された場合はGLTD制度から脱退していただくことになります。

4. 入院中だけでなく自宅療養中も補償

入院中に限らず医師の指示による自宅療養・リハビリテーション中でも、保険金のお支払条件を満たす場合は補償の対象となります。

5. 保険金は全額非課税 (2025年9月現在)

お受取りになる保険金は全額非課税です。

「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」、これらの病気は、長期の療養が必要となる場合があります。

医学の進歩により、治療が可能になっている現在においても、「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」のいわゆる三大疾病により、治療、リハビリ、自宅療養など長期的な療養を必要とする場合があります。また療養後、障害が残り、収入が減少した場合においても、所定のお支払い要件を充足する場合は、その減少分の一定額をGLTD制度が補償します。

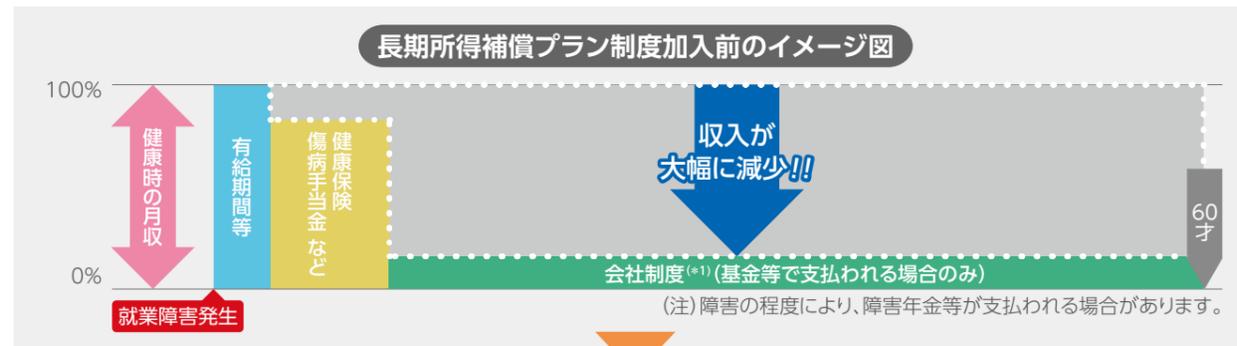
傷病手当金の給付が終わっても、無収入じゃなくなるのは助かるな!



補償額を増やせば、万が一があってももっと安心できるね!

ご加入プランと補償イメージ (健康時の収入を100とした時の収入イメージ図)

- 1 免責期間: 545日
 - 2 保険金支払対象期間(てん補期間): 60才に達する誕生日の前日まで (3年に満たない場合は最長3年間)。ただし、精神障害による就業障害の場合は基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して24か月が限度となります。
 - 3 支払基礎所得額: 1口10万円 (ただし、5口まで)
- ※セットされている特約: 天災危険補償特約、精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約 (女性のみ)



(※1) 会社の休業補償内容: 対象範囲は、各自ご確認のうえ加入検討ください。(※2) 就業障害が継続している限り、この期間を限度にお支払いします。(※3) 3年に満たない場合は最長3年間。また、精神障害による就業障害の場合は基本契約のてん補期間にかかわらず、24か月が限度となります。

月払保険料

Tセット	年齢	Tセット 保険料 (1口10万円あたり)	
		男性	女性
	15~19才	609円	418円
	20~24才	609円	418円
	25~29才	644円	544円
	30~34才	751円	741円
	35~39才	929円	1,050円
	40~44才	1,282円	1,554円
	45~49才	1,672円	1,998円
	50~54才	1,863円	2,075円
	55~59才	1,970円	1,977円

- 年齢は保険始期 (2026年1月21日) 時点での満年齢となります。
- 被保険者としてご加入いただける方は、2026年1月21日において満59才以下の大和証券グループ各社の役員ならびに正式な雇用関係のある従業員 (非常勤、アルバイト、パート従業員、健康保険の対象とならない方を除きます。) の方となります。
- 5口まで加入できます。ただし、平均月間所得額の50%以下となるような口数でお申し込みください。
- お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額 (50万円) を限度とします。

お問い合わせ先

長期所得補償プラン (Tセット) についてのお問合わせ、GLTD制度申込みの方法などについては代理店・扱者であるマーシュ ジャパン株式会社 コンタクトセンターまでお気軽にお問合わせください。

TEL: 0120-60-4531

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く月~金)

団体保険Q&A

皆さまからよくあるご質問をまとめました。



加入の可否

Q.1 子どもが結婚しましたが、引続き加入できますか？

加入できます。結婚によって姓が変わっている場合は、ネット手続き画面・加入申込票の旧姓を訂正してください。

Q.2 同居していない実家の親は加入できますか？

<傷害補償プラン・疾病補償プラン・所得補償プラン・交通事故補償プラン>

社員本人、配偶者の親であれば、同居していなくても加入できます。

<親介護補償プラン>

基本補償(傷害死亡・後遺障害)の被保険者となれる方は社員およびその家族です。親介護補償の特約被保険者・介護対象者となれる方は、基本補償の被保険者の親御さま(姻族を含みます。最大2名まで。)です。

*親介護補償プランについて、詳しくはP4をご覧ください。

Q.3 単身赴任で配偶者・子ども・親族と同居していませんが、加入できますか？

留守宅に残る親族のうち、配偶者・本人および配偶者の子・両親・兄弟姉妹については加入できます。(加入資格において、配偶者・子ども・両親・兄弟姉妹は同居・別居を問いません。)加入できる補償については、パンフレットの各補償部分をご確認ください。

Q.4 退職後も継続できますか？

傷害補償プラン、親介護補償プラン(Q型を除く)、疾病補償プラン、交通事故補償プランは、保険期間終期まで継続可能です。ただし、退職時に当年度の残保険料を一括でお支払いいただく必要があります。また、大和不二会、大和千樹会の方には、退職者向けの傷害補償プランがあり、現役社員と同じ団体割引が適用されます。長期所得補償プランについては、継続加入はできませんが、保険期間中に就業障害が発生し保険金を受取り中の場合、退職後も保険金支払条件を満たしている間は支払対象となります。

Q.5 何才まで継続できますか？

被保険者本人の年齢が疾病補償プランは89才、所得補償プランは69才、長期所得補償プランは59才となるまで継続が可能です。親介護補償プランは親御さまの年齢が89才となるまで継続が可能です。それ以外のプランについては、年齢の制限はありません。

Q.6 保険期間の途中で加入することはできますか？

保険期間の途中で加入も受け付けておりますが、「親介護補償プラン」、「長期所得補償プラン」等、加入できないプラン・セットもございます。個別に代理店・扱者までご相談ください。

健康に関する告知

Q.7 <疾病補償プランの場合>健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあったら、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

「はい」となる項目があった場合は、ご加入をお引受けすることはできません。詳細については、大和証券ファンリティアーズまでお問い合わせください。

*「傷害補償プラン」は告知の必要はありません。

Q.8 <親介護補償プランの場合>健康に関する告知の回答に「はい」となる項目が1つでもあったら、新規加入、補償の増額・追加はできないのですか？

質問のうち、いずれか1つでも「はい」がある場合には、ご加入をお引受けすることはできません。

Q.9 一度補償を解約すると、再加入はできないのですか？

再加入時に健康に関する告知へご回答いただき、その内容をもとにお引受け可否を判断させていただきます。

*再加入の補償は「新規加入」の取扱いとなり、新規加入日以前に発病していた病気等を原因とする保険金請求については補償対象外となる場合があります。なお、「傷害補償プラン」は告知の必要はなく、再加入は可能です。

Q.10 現在、特定の疾病・症状等について保険金が支払われない条件で加入していますが、過去の病気は完治し、かなりの年数が経過しています。補償してもらえないのでしょうか？

再度「健康状況告知書質問事項」にご回答いただくことにより、該当の「特定の疾病・症状群について保険金が支払われない条件」を削除し、新たな告知内容に応じた条件で加入いただけます。なお、新たな告知の結果ご加入いただけないこともあります。詳しくは、「健康状況告知書ご入力・ご記入のご案内」をご覧ください。

訂正・変更・ネット手続き画面の入力

Q.11 結婚して姓が変わったので、訂正したいのですがどうすればいいですか？

ネット手続き画面に打ち出されている旧姓を新姓に訂正(カタカナ記入)し、変更手続きを行ってください。ネット手続き期間終了後は、大和証券ファンリティアーズ保険事業部までお申し出ください。

補償内容

Q.12 「ケガ」とはどのようなものをいうのでしょうか？

ケガとは「急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害」をいいます。パソコン入力作業に伴う腱鞘炎、騒音の中での労働に伴う難聴、ゴルフ・テニスなどのスポーツを繰り返し行うことに伴う疲労骨折、関節炎、靴ずれ、しもやけ、加齢による関節症・ヘルニアなどは上記要素を満たさないため、ケガではなく、疾病扱いとなります。詳しくは「※印の用語のご説明」をご覧ください。

Q.13 ケガによる通院補償はいつまでの通院が対象となりますか？

ケガをした日からその日を含めて180日以内の通院(90日限度)が補償対象となります。ただし、医師が治療の必要性を認めていない場合は補償対象外となります。なお、はり・きゅう・マッサージ治療は、医師の指示に基づかない限り補償対象外となります。

Q.14 携行品損害個人型「KA」セットに加入。他人の所有物を携行中に壊してしまいましたが、対象になりますか？

被保険者の所有物でないため補償対象になりません。

Q.15 携行品損害でスマートフォンやタブレットの破損は補償されますか？

スマートフォン:対象外(携帯型通信機器にあたるため)
タブレット:対象外(携帯型電子事務機器にあたるため)
(注)携帯型音楽プレイヤーについては、今後製品の機能が拡大し、携帯型電子事務機器等に該当することとなる場合は、対象外となる可能性があります。補償対象外となる主な携行品についてはP53をご覧ください。

Q.16 帝王切開をして出産をしたのですが補償の対象となりますか？

公的医療保障の対象となる場合、公的医療保険を定める法令に規定された「療養の給付」等の対象となるべき期間については「疾病補償プラン」の補償の対象となります。詳しくは「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご覧ください。

Q.17 病気の「発病日」はどのように考えるのでしょうか？

病名を確定診断された日ではなく、入院・手術・先進医療等による治療・自宅療養などの原因となった病気(「医学上因果関係がある病気」も含みます)を実際に医師が診察した日(=初診日)となります。健康診断や人間ドックでの異常指摘を契機として治療を開始した場合は、判定結果とその後の治療の一連性を確認したうえで、健康診断や人間ドックの受診日を発病日とすることがあります。

Q.18 内視鏡による大腸ポリープの切除術をしました。入院はしていませんが、疾病手術保険金の支払い対象となりますか？

入院していなくても疾病手術保険金の支払い対象となります。ただし、検査目的(生検)であれば対象となりません。対象となる「手術」については「※印の用語のご説明」をご覧ください。

Q.19 胃がんで入院・手術し、その後自宅療養していましたが、1年後に再発し、再入院することとなりました。疾病補償プランで補償されますか？

入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過しているため、「1回の疾病入院」にあたりません。よって、再発が判明した日(発病日)時点のご加入内容に基づき、保険金をお支払いします。

Q.20 海外でも補償されますか？

基本補償、日常生活賠償、携行品損害、受託物賠償責任、親介護補償、抗がん剤治療、三大疾病診断、所得補償、長期所得補償は国内外問わず補償します。ただし、日常生活賠償は一部国内のみ補償、受託物賠償責任は日本国内で受託した物に限ります。先進医療オプションは日本国内で先進医療を受けた場合、弁護士費用は日本国内における事故に限ります。

その他

Q.21 団体保険は年末調整の保険料控除の対象になりますか？

「親介護補償プラン」の親介護一時金、「疾病補償プラン」、「所得補償プラン」「長期所得補償プラン」が対象です。詳しくは「ご加入にあたってのご注意」をご覧ください。

Q.22 自転車保険に対応している補償プランはありますか？

傷害補償プラン(A・B)交通事故補償プラン(C・D)にオプションで日常生活賠償にご加入する事で、対人賠償事故に備える事ができます。

ご加入にあたってのご注意



 <p>保険契約者</p>	<p>この保険は株式会社 大和証券グループ本社が保険契約者となる団体契約です。被保険者が保険料を負担される場合、保険契約者が保険料をとりまとめるうえ引受保険会社に払い込みます。なお、保険契約者が引受保険会社に保険料を払い込まなかった場合には、保険契約が解除され保険金が支払われないことがあります。また、保険契約者または被保険者がご加入の取消等をされた場合、引受保険会社は返還保険料を保険契約者に返還します。</p>
 <p>自動継続の取扱いについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセット・口数での自動継続加入の取扱いとさせていただきます。(年令の進行により保険料表の年令区分が変わる場合は、ご継続時のご年令による保険料となりますのでご了承ください。) ●この保険の保険期間は1年間となります。保険金請求状況等によっては、保険期間終了後、継続加入できないことや補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。 ●保険金請求状況等とは、加入者間の公平性を逸脱する極端な保険金支払いまたはその請求があった場合、飲酒運転等の法令違反や事実を偽った保険金請求が行われた場合等をいいます。 ●引受保険会社が、普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等を改定した場合、改定日以降の日を始期日とする継続契約につきましては、その始期日における普通保険約款・特約、保険契約引受に関する制度または保険料率等が適用されます。そのため、継続契約の補償等の内容や保険料が継続前の保険契約と異なること、または継続加入できないことがあります。あらかじめご了承ください。
 <p>経営破綻した場合等の保険契約者の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。 ●損害保険会社が経営破綻した場合に保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、引受保険会社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、損害保険会社が破綻した場合でも、次のとおり補償されます。 <p>団体総合生活補償保険(標準型)の場合 保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。</p> <p>団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合 【病気の補償】 保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。 【ケガの補償】 保険金・解約返れい金等は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。 【上記以外の補償】 保険金・解約返れい金等は補償されます。補償割合については、引受保険会社または代理店・扱者までお問い合わせください。</p> <p>所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の場合 保険金・解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。</p>
 <p>税法上の取扱い(2025年9月現在)</p>	<p>団体総合生活補償保険(MS&AD型)の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●払い込んでいただく保険料のうち、疾病保険金部分の保険料等は生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。(注1)傷害保険金部分の保険料等は、保険料控除の対象となりません。(注2)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。 <p>所得補償保険、団体長期障害所得補償保険の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ●払い込んでいただく保険料は、生命保険料控除のうち介護医療保険料控除の対象となり、所得税について最高40,000円まで、住民税について最高28,000円までが毎年の課税対象額から控除されます。(注)なお、この取扱いは今後の税制改正によっては変更となる場合がありますので、ご注意ください。
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●お客さまのご加入内容が登録されることがあります。損害保険制度が健全に運営され、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、これらの保険金のある保険契約について、一般社団法人 日本損害保険協会が運営する契約内容登録制度への登録を実施しております。 ●中途加入につきましては、申込締切後も随時受け付けておりますが、加入できないプラン・セットもあります。詳しくは代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。 ●前年度ご加入いただいた被保険者の人数等に従って割増引率が適用されます。 <p>共同保険</p> <ul style="list-style-type: none"> ●この保険契約は共同保険に関する特約に基づく共同保険契約です(団体総合生活補償保険(MS&AD型)は三井住友海上の単独引受となります。)。それぞれの引受保険会社は、引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、三井住友海上は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。引受保険会社は次のとおりです。(なお、それぞれの会社の引受割合は決定しだいご案内します。) <p>三井住友海上火災保険株式会社(幹事会社) 損害保険ジャパン株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 東京海上日動火災保険株式会社</p>

ご加入内容確認事項

ご加入手続きに際し、以下の事項を十分にご確認ください。

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご提案いたしました保険商品がお客さまのご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていることを確認させていただくためのものです。

お手数ですが、以下の各質問項目について、再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。なお、ご加入にあたりご不明な点や疑問点がございましたら、パンフレット記載の代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

1 保険商品が以下の点でお客さまのご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項のご説明でご確認ください。

万一、ご希望に合致しない場合は、ご加入内容を再度ご検討ください。

【重要事項のご説明】に記載の、補償が重複する可能性のある特約等については、ご加入の要否をご確認ください。

- 保険金のお支払事由(主契約、セットしている特約を含みます。)
- 保険金額(ご契約金額)
- 保険期間(保険のご契約期間)
- 保険料・保険料払込方法

2 ネット手続き画面・加入申込票への入力・記載・記入の漏れ・誤りがないかご確認ください。

以下の項目は、正しい保険料の算出や適切な保険金のお支払い等に必要な項目です。内容をよくご確認いただき、ネット手続き画面・加入申込票に正しくご入力・ご記入いただきますようお願い申し上げます。

入力・記載・記入の漏れ・誤りがある場合には、訂正あるいは追記をお願いいたします。

<p>①皆さまをご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ネット手続き画面・加入申込票の「生年月日」または「年令」欄、「性別」欄は正しくご入力・ご記入いただいていますか? 「年令」欄は保険始期日時点での満年令をご入力・ご記入ください。 *ご入力・ご記入いただいた年令と生年月日から算出した年令が異なる場合には、生年月日から算出したものを年令として取扱うことがあります。または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか? ●ネット手続き画面・加入申込票の「職業・職務」欄(「職種級別」欄を含みます。))は正しくご入力・ご記入いただいていますか? または、事前に打ち出している内容に誤りがないことをご確認いただきましたか? ●ネット手続き画面・加入申込票の「他の保険契約等」欄は正しくご入力・ご記入されていますか? *ご加入いただく保険商品のネット手続き画面・加入申込票によっては、上記の欄がない場合があります。上記のうち欄がないものについてのご確認は不要となります。
<p>②以下に該当する内容をお申込みの方のみご確認ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「複数の方を保険の対象にするセットをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の範囲はご希望通りとなっていますか? ◆「所得補償保険・団体長期障害所得補償保険をお申込みの場合のみ」ご確認ください。 保険金額または支払基礎所得額(ご契約金額)は、平均月間所得額(ボーナスを含みます。)の50%以下となるような口数でお申込みされていますか? ◆「健康に関する告知をしていただく契約のセットをお申込みの場合のみ」ご確認ください。 被保険者(補償の対象となる方)の健康状況を「健康状況告知書質問事項回答欄」に正しくご入力・ご記入いただいていますか?

3 次のいずれかに該当する場合にはネットでの手続きまたは「加入申込票」のご提出が必要ですのでご確認ください。

- この保険制度に新規加入される場合
- 既にご加入の内容を変更してご継続される場合(被保険者の変更、補償内容の変更、職業・職務・職種級別の変更 など)
- 既にご加入されているがご継続されない場合

個人情報のお取扱いについて

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況や病名(センシティブ情報)を含む事故情報等を保険契約者、代理店・扱者に提供することがあります。

- ①引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ②提携先等の商品・サービスのご案内の例
自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等(海外にあるものを含む)に提供することがあります。

○保険金請求情報の契約者への提供について

引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、大和証券グループ本社およびそのグループ会社に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、引受保険会社のグループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)または引受保険会社のホームページをご覧ください。

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

健康状況告知書ご入力・ご記入のご案内

必ずお読み
ください



以下の注意点をとお読みいただき、ネット手続き画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」にご入力・ご記入ください。

○継続加入の場合で、保険責任を加重(*)することなくご継続いただく場合には、あらためて健康に関する告知をいただく必要はありません。

(*) 団体総合生活補償保険(MS&AD型): 保険金額の増額、補償充実オプションの追加等、疾病に関する補償を拡大することをいいます。

所得補償保険: 保険金額の増額等、補償を拡大することをいいます。

団体長期障害所得補償保険(GLTD): 支払基礎所得額の増額等、補償を拡大することをいいます。

1 健康に関する告知の重要性

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身(ネットでお手続きいただく場合はお申込人)が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

(注) 告知時における年齢が満15才未満の場合には、親権者のうちのいずれかの方がご回答ください。

特約の名称	特約固有の取扱い
親介護一時金支払特約 親介護	<ul style="list-style-type: none"> ●基本補償部分の被保険者(子)が特約被保険者(親)を代理してご回答(ご入力・ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、特約被保険者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、のご案内および「健康状況告知書質問事項」を特約被保険者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご入力・ご記入ください。 ●特約被保険者への確認方法についても「確認方法」欄にご入力・ご記入ください。
親の介護による休業補償特約	<ul style="list-style-type: none"> ●基本補償部分の被保険者(子)がご回答(ご入力・ご記入・ご署名)ください。告知にあたっては、介護対象者(親)について、ご存知の内容に基づきご回答いただくのではなく、のご案内および「健康状況告知書質問事項」を介護対象者(親)にご説明のうえ、質問事項に対するご回答をご入力・ご記入ください。 ●介護対象者への確認方法についても「確認方法」欄にご入力・ご記入ください。

【所得補償保険】 【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

健康状況について告知いただく内容は、引受保険会社が公平な引受判断を行うための重要な事項です。必ず被保険者(補償の対象者)ご自身が、ありのままを正確に漏れなくご回答ください。

2 正しく告知されなかった場合のお取扱い【共通】

「健康状況告知書質問事項」について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合には、ご加入内容が解除または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

3 ネット手続き画面・書面によるご回答のお願い【共通】

●代理店・扱者には告知受領権があり、代理店・扱者に対して告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります。

●代理店・扱者への口頭によるご回答では、健康状況を告知いただいたことになりません。必ずネット手続き画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」へのご入力・ご記入にてご回答いただきますようお願いいたします。

4 健康に関する告知が必要な方

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

●「疾病補償」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

●健康に関する告知をされる方におかれましては、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答いただきますようお願いいたします。ご回答いただく質問事項は以下のとおりです。

ご加入後の補償内容(○:あり, ×:なし)	回答が必要な質問事項(○:回答要, ×:回答不要)		
疾病補償	質問1	質問2	質問3
○	○	○	×
×	健康に関する告知は不要です		

●「親介護補償」親の介護による休業補償」に新たにお申込みいただく方、補償内容を拡大するご加入内容のご変更を行う方は、別途 親介護一時金・休業専用の告知をいただく必要があります。

●「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、以下の疾病に関する補償にはご加入いただけません。

項目名	特約の名称
疾病補償	疾病補償特約
	三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約
	先進医療費用保険金補償特約
	CT・MRI検査一時金補償特約
	セカンドオピニオン費用補償特約
	抗がん剤治療特約
親介護補償	親介護一時金支払特約 親介護
親の介護による休業補償	親の介護による休業補償特約

【所得補償保険】

●「所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

●「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

●「団体長期障害所得補償保険」に新たにお申込みいただく方、および継続して加入される場合で保険金額の増額など補償内容を拡大するご加入内容のご変更を伴う方は、健康に関する告知をいただく必要があります。

●「健康状況告知書質問事項」のご回答に「はい」がある場合、ご加入いただけません。

5 現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入を検討されているお客さまへ【共通】

※詳しくは重要事項のご説明(注意喚起情報)をご覧ください。

現在のご契約を解約・減額され、新たにご加入される場合も、新規にご加入される場合と同様に「健康状況告知書質問事項」にご回答いただく必要があります。現在の健康状況等によっては、ご加入いただけないことがあります。また、正しく告知をされなかった場合にはご加入内容が解除または取消しとなる場合があります。

6 保険期間の開始前の発病等のお取扱い

【団体総合生活補償保険(MS&AD型)】

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、病気を発病した時が、疾病入院を開始された日 ^{(*)3} からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病した三大疾病 ^{(*)4} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、三大疾病を発病した時が、がん ^{(*)5} と診断確定された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
先進医療費用保険金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
CT・MRI検査一時金補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
セカンドオピニオン費用補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に被ったケガまたは発病した病気 ^{(*)2} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気のセカンドオピニオンを受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
抗がん剤治療特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に発病したがん(悪性新生物) ^{(*)5} については保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親介護一時金支払特約 親介護	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。
親の介護による休業補償特約	ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時 ^{(*)1} より前に要介護状態の原因となった事由が発生していた場合は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。 なお、継続加入である場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、介護による休業を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、同一の保険金を補償する加入セットを継続加入される場合は、「継続加入してきた最初のその保険金を補償する加入セットのご加入時」をいいます。

(*)2 その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*)3 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。

(*)4 三大疾病が急性心筋梗塞または脳卒中の場合、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(*)5 転移したがんを含みます。転移したがんとは、原発巣(最初にご加入した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。

【所得補償保険】

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^{(*)1}より前に発病した病気^{(*)2}または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

なお、継続加入である場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

【団体長期障害所得補償保険(GLTD)】

ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^{(*)1}からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^{(*)2}は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

7 その他ご留意いただく点【共通】

●ご加入のお申込後または保険金のご請求の際、引受保険会社の社員または引受保険会社で委託した確認担当者が健康状況の告知内容等を確認させていただきます場合があります。

●「健康状況告知書質問事項」にご回答いただいた後に、万一、告知内容の漏れ・誤りに気づかれた場合は代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。告知内容の訂正の手続きをご案内します。ただし、お申出内容によっては訂正をお受けできずご加入をそのまま継続いただけない場合があります。

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入されているお客さまへ

【団体総合生活補償保険 (MS&AD型)】

●継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入内容確認画面や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。この条件の各特約における取扱い、次のとおりです。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

特約の名称	お取扱い
疾病補償特約	ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。
三大疾病診断保険金補償 (待機期間不設定型)特約	あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。 <告知の結果、お引受けできる場合> 特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。ネット手続画面・加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご入力・ご記入ください。
先進医療費用保険金補償特約	なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。
CT・MRI検査一時金補償特約	<告知の結果、お引受けできない場合> ご加入をご継続いただくことができません。
セカンドオピニオン費用補償特約	
抗がん剤治療特約	
親介護一時金支払特約 [親介護]	特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件でご加入いただくことはできませんので、説明すべき事項はありません。
親の介護による休業補償特約	

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の入力・記入方法】

ネット手続画面で再告知または加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除し、訂正署名をしたうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

※「疾病補償」の質問事項は質問2までです。質問3についてはご回答不要です。

ご加入後の補償内容に応じた質問事項の回答をご記入ください。

親介護一時金・休業以外用			健康状況告知書質問事項回答欄 (被保険者ご本人用)	
質問1	質問2	質問3	特定疾病対象外欄	
LKA はい 3	LKH はい 3	LTA はい 3	506 疾病コード R0 三住 太郎	
LKA いいえ 4	LKH いいえ 4	LTA いいえ 4	507 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎	
※告知者ご署名欄				
LW9 告知日 R*年 *月 *日 三住 太郎				

【所得補償保険】【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

●継続加入していただいているお客さまは、特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件で加入されている場合があります。現在ご加入いただいているご契約の加入内容確認画面や、加入申込票の「特定疾病対象外欄」に表示されている疾病コードに属する疾病・症状群^(*)については、保険金をお支払いしません。

(*)お支払対象外となる疾病コードと医学上因果関係が認められる疾病・症状についても対象外となります。

●ご継続時には、あらためて現在の健康状況等に応じた告知をしていただくことができます。

なお、保険期間の途中で特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件の削除・変更を行うことはできません。

あらためて告知される場合、告知の結果によって以下いずれかのお取扱いとなります。

<告知の結果、お引受けできる場合>

特定の疾病・症状群について保険金をお支払いしない条件を削除してご加入いただくことができます。

加入申込票の「特定疾病対象外欄」に疾病コード、疾病・症状名(カナ)が表示されている場合は、以下のとおりご記入ください。

なお、条件を削除してご継続いただいた場合でも、保険金のお支払有無は、発病時点の保険契約の条件で判断することがあります。

【保険金をお支払いしない条件を削除する場合の入力・記入方法】

ネット手続画面で再告知または加入申込票の疾病コード、疾病・症状名(カナ)を二重線で削除したうえで、ご加入後の補償内容に応じた質問事項にご回答ください。

<所得補償保険>

※健康状況告知書質問事項回答欄 (注1)

質問1	質問2	特定疾病対象外欄
L59 はい 3	L54 はい 3	L45 疾病コード R0 三住 太郎
L59 いいえ 4	L54 いいえ 4	L45 疾病・症状名(カナ) 三住 太郎
※告知者ご署名欄		
LW9 告知日 R*年 *月 *日 三住 太郎		

<告知の結果、お引受けできない場合>
ご加入をご継続いただくことができません。

<団体長期障害所得補償保険 (GLTD)>

※健康状況告知書質問事項回答欄 (注1)

質問1	質問2	質問3	特定疾病対象外欄
L59 はい 3	L54 はい 3	L45 はい 3	506 疾病コード R0 三住 太郎
L59 いいえ 4	L54 いいえ 4	L45 いいえ 4	507 疾病・症状名 三住 太郎
※告知者ご署名欄			
LW9 告知日 R*年 *月 *日 三住 太郎			

【共通】

●各疾病コードに属する疾病・症状は、下または引受保険会社のホームページに記載されている「疾病・症状一覧表」をご確認ください。右記からアクセスいただけます。



分類	疾病コード	疾病・症状名
循環器系の疾患	A0	心臓弁膜症*、心不全、狭心症、心筋梗塞、心室細動、急性冠症候群、不整脈(心房細動、心房粗動、発作性心頻拍症、心室性頻拍症、洞不全症候群、完全房室ブロックを含みます。)、心臓喘息、冠状動脈硬化症、心筋症、心内膜炎(細菌性以外)、心房中隔欠損症 ※僧帽弁・大動脈弁・肺動脈弁・三尖弁の狭窄症または閉鎖不全症をいい、僧帽弁逸脱症候群を含みます。
	A1	脳腫瘍、脳卒中(脳出血、脳梗塞(脳軟化)を含みます。)、くも膜下出血、脳血栓、脳塞栓、もやもや病、一過性脳虚血発作(TIA)、脳動脈奇形(脳動脈瘤)、頸動脈狭窄症
	A2	高血圧症、動脈硬化、動脈瘤(動脈解離を含みます。)、静脈瘤
	A3	リウマチ性心疾患、リウマチ(関節・筋肉)
	A4	低血圧症
消化器系の疾患	B0	胃がん、腸がん、食道がん、大腸がん、急性胃炎、慢性胃炎、胃下垂、胃・十二指腸潰瘍、大腸炎、虫垂炎、イレウス(腸閉塞)、急性胃粘膜病変、憩室炎(憩室症)、そけいヘルニア、腹壁ヘルニア、胃・腸・食道ポリープ(良性)、胃腸炎、胃腺腫、大腸腺腫、腸重積、腹膜炎、嘔吐下痢症、クローン病、潰瘍性大腸炎、過敏性腸症候群
	B1	肝臓がん、肝硬変、黄疸、肝機能障害、肝肥大、急性肝炎、慢性肝炎、脂肪肝 ※伝染性肝炎、ウイルス性肝炎はB1ではなくG2に該当します。ただし、ウイルス性肝炎のうち、A型・B型・C型肝炎は、B1とG2に重複して該当します。
	B2	胆道がん、胆石症、胆嚢炎、総胆管結石、胆嚢筋腫、胆嚢ポリープ(良性)、胆管炎
	B3	膵臓がん、急性膵炎、慢性膵炎、膵石症、膵腫、膵のう胞
	B4	痔、痔ろう、脱肛、肛門周囲膿瘍
B5	歯の支持組織の疾患、その他の歯の疾患	
呼吸器系の疾患	C0	肺がん、肺炎、肺気腫、肺線維症、塵肺症、胸膜炎(肋膜炎)、肺嚢胞症、自然気胸、中葉症候群、肺化膿症(肺膿瘍を含みます。)、肺梗塞、慢性閉塞性肺疾患
	C1	喉頭がん、気管支喘息(小児喘息、アレルギー性喘息を含みます。)、喘息性気管支炎、気管支拡張症、慢性気管支炎、びまん性汎細気管支炎、急性気管支炎、咳喘息
	C2	アレルギー性鼻炎、慢性副鼻う炎(蓄膿症を含みます。)、鼻中隔湾曲症
泌尿器・生殖器系の疾患	D0	腎盂腎炎(腎盂炎)、ネフローゼ(症候群)、腎炎(慢性腎臓炎、IgA腎症を含みます。)、腎周囲炎、膿腎、萎縮腎、尿毒症、腎不全、慢性膀胱炎、腎嚢胞、水腎症、尿道狭窄
	D1	前立腺がん、前立腺肥大、前立腺炎
	D2	子宮がん、乳がん、卵巣がん、乳房の疾患、子宮筋腫、子宮内膜炎、卵巣嚢腫、子宮頸部異形成、子宮内膜ポリープ(良性)、子宮頸管ポリープ(良性)、チョコレート嚢胞、子宮腺筋症、子宮内膜症
	D3	尿路結石(腎臓結石、尿管結石、膀胱結石)
内分泌系の疾患	E0	糖尿病・高血糖症
	E1	痛風
	E2	甲状腺機能亢進症(バセドウ病を含みます。)、甲状腺機能低下症、甲状腺炎、甲状腺腫・甲状腺腫瘍(良性)
血液・造血器系の疾患	F0	白血病、悪性リンパ腫、貧血、紫斑病
	G0	結核(腎結核を除きます。)
感染・寄生虫症	G1	腎結核
	G2	伝染性肝炎、ウイルス性肝炎* ※A型・B型・C型肝炎は、G2とB1に重複して該当します。
	G3	細菌性心内膜炎
	G4	淋病、梅毒、その他の性病
	H0	てんかん、パーキンソン病、多発性硬化症、髄膜炎、脳膜炎、自律神経失調症、インフルエンザ脳症
神経・感覚器系の疾患	H1	筋ジストロフィー症、神経炎、神経痛、顔面神経障害、手根管症候群、重症筋無力症、ギランバレー症候群
	H2	白内障、緑内障、黄斑変性症、その他の目の疾患
	H3	中耳炎(慢性中耳炎を含みます。)、乳様突起炎、メニエール病、突発性難聴、耳鳴症
筋・骨格系の疾患	J0	脊椎カリエス、脊椎の捻挫・骨折、腰痛、腰部捻挫、椎間板ヘルニア、変形性脊椎症、むち打ち症、脊椎症、腰椎症、頸椎症、脊管狭窄症、後縦靭帯骨化症、椎間板障害、腰椎分離・すべり症、脊椎分離・すべり症、突発性腰痛症(ギックリ腰)
	J1	膠原病*、骨髄炎(急性化膿性骨髄炎を含みます。)、半月板損傷、ばね指(手指屈指筋腱鞘炎)、特発性大腿骨頭壊死 ※ベーチェット病、全身性エリテマトーデス、強皮症、多発性筋炎・皮膚筋炎、結節性動脈周囲炎(結節性多発動脈炎)、混合性結合組織病、アレルギー性肉芽腫性血管炎(チャージ・ストラウス症候群)、側頭動脈炎をいいます。
	J2	骨関節炎、関節内障、変形性関節症
外傷後遺症	K0	頭部外傷後遺症、脳挫傷
皮膚の疾患	L0	アトピー性皮膚炎、蜂窩織炎、帯状疱疹、粉瘤(アテローム)
新生物	M0	悪性新生物(がん)(上皮内新生物を含みます。)
職業病	N0	職業病

- 制度のご案内
- 補償の選び方
- 傷害補償プラン
- 親介護補償プラン
- 疾病補償プラン
- 交通事象補償プラン
- 所得補償プラン
- 長期所得補償プラン
- Q & A
- 注意事項
- 重要事項説明

分類	疾病コード	疾病・症状名
精神障害	P0	認知症、アルコール・薬物使用による精神障害、統合失調症、妄想性障害、躁うつ病等の気分障害、抑うつ状態、神経症性障害(不安障害を含みます。)、ストレス関連障害(パニック障害、適応障害を含みます。)、摂食・睡眠障害、人格障害、詳細不明の精神障害
妊娠・出産にかかるとの疾患	Q1	妊娠及び産褥の中毒症、早産、流産、分娩及び産褥の敗血症、分娩の合併症、その他の妊娠・出産に関わる疾病
	Q2	上記Q1の疾病・症状のうち、告知日時点における妊娠によるもの
その他	R0	現在ご加入の契約のネット手続き画面や、加入申込票「特定疾病対象外欄」に表示された疾病・症状

【団体保険制度】引受ガイドライン

大和証券グループの団体保険制度の割引率は、被保険者数と損害率(支払保険金÷保険料)で決定されます。保険金のお支払額が増加した場合、損害率が悪化し、割引率が低くなります。大和証券グループの団体保険制度は、魅力ある福利厚生制度として永続的に維持、発展させていくために、引受ガイドラインを設けております。

区分	内容	補足	引受ガイドライン
A	モラルリスク	・飲酒運転等の法令違反 ・事実を偽った不正な保険金請求が行われた場合 など	基本的に翌年度以降の保険契約については、お引受けできません。
B	同一保険期間内で事故3回以上または過去2年間で事故4回以上	・加入者単位 家族型であれば1家族全体で、夫婦型であれば夫婦で、左記数値を合算します。	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
C	過去2年間で通院保険金お支払金額が、合計で「50万円」を超過した場合	・加入者単位 家族型であれば1家族全体で、夫婦型であれば夫婦で、左記数値を合算します。	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。
D	その他、割引率維持の観点から右記事故に該当する場合	・通常の傷害事故に比して通院日数が非常に多いと判断される事故で、引受保険会社より個別に加入内容について見直すよう、申し入れが行われた場合 など	事故の発生状況や、保険金請求の内容によっては、引受をお断りすることまたは現状の加入口数の制限などを実施する場合があります。ご加入条件についてお客さまのご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください。

※引受保険会社は次年度の本保険引受の審査のため、本保険契約における保険金請求情報を、大和証券グループ本社およびそのグループ会社に提供することがあります。

生活サポートサービス ご相談無料

日常生活に役立つさまざまなサービスを電話にてご利用いただけます。団体総合生活補償保険、所得補償保険および団体長期障害所得補償保険などにご加入のお客さまとその同居のご家族の方専用サービスです。

*メンタルヘルズ相談は疾病補償プラン(精神障害補償の有無は問いません)加入者ご本人のみがご利用いただけます。詳しくは、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

健康・医療

◆メンタルヘルズ相談
平日 9:00~21:00
土曜日 10:00~18:00
■上記以外
年中無休24時間対応

■健康・医療相談

日常の健康・医療に関するご相談や、薬剤全般に関するご相談に看護師などの専門職がお応えします。また、ご相談内容やご希望に応じて医師相談(一部予約制)がご利用いただけます。

■メンタルヘルズ相談

<疾病補償プラン加入者限定>
メンタルヘルズに関するご相談に臨床心理士等の専門家が電話や対面でお応えします。
*対面によるご相談は予約制で、1回50分以内、1人につき年間5回までとなります。

■診断サポートサービス
(各種人間ドック・PET検査機関紹介、健康チェックサービス)
提携機関をご紹介します。
また、ご自宅で気軽にできる健康チェックを割引料金でご紹介します。

■三大疾病セカンドオピニオン情報提供

「三大疾病(がん、心疾患、脳血管疾患)」診断後の、セカンドオピニオンに関する情報提供やご相談にお応えします。
*セカンドオピニオンとは「主治医以外の医師の意見」をいいます。

■医療機関総合情報提供
地域の医療機関情報や救急医療機関、各科の専門医などの情報をご提供します。
■女性医師情報提供、女性医師相談
女性医師情報をご提供(産科・婦人科に加え、内科、皮膚科、肛門科など幅広く対応)する女性専用のサービスです。
また、健康に関するご相談に女性看護師または女性医師(一部予約制)が対応します。

<専任の相談員がお応えします>

■介護に関する情報提供

老後の備えとして介護は最大の関心事です。介護保険の仕組みに関することや介護状態になった場合の介護方法などのご相談にお応えします。

■介護に関する悩み相談

介護を担う人の悩みは多様です。日常の介護の悩みなど幅広いご相談にお応えします。

■公的介護保険で利用できるサービス等に関する相談

公的介護保険で利用できるサービスや介護サービス提供事業者に関し、情報提供やご相談にお応えします。



<専任の相談員がお応えします>

■認知症に関する情報提供と悩み相談

社会の高齢化により増加する認知症に対する疑問にお応えします。専門医療機関の情報提供や精神的負担が大きい認知症の日常介護についてアドバイスします。

■認知症の方の行方不明時の対応に関する相談

認知症の方などが行方不明になってしまった場合の対応や発見後のケア方法に関するご相談にお応えします。また、地域包括支援センターなどを紹介します。

■暮らしのトラブル相談(法律相談)

個人の日常生活上のトラブルに関するご相談にお応えします。
弁護士相談は予約制となります。

■暮らしの税務相談

個人の日常生活上の税務相談にお応えします。
税理士相談は予約制となります。

お客さまの行っている事業についてのご相談や、既に弁護士に対応を依頼している案件、訴訟となっている案件についてのご相談は対象となりません。また、引受保険会社の保険に関連するご相談は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

■子育て相談(12才以下)

妊娠中から小学校卒業までの子育ての悩みや不安に、専任の相談員がお応えします。

■安心な暮らしをサポートする事業者の紹介

- 福祉機器および介護用品のレンタル・販売
- 緊急通報サービス
- ベビーシッター

■暮らしの情報提供
冠婚葬祭についてのご質問、ボランティア情報



健康・介護ステーション

インターネットにて健康・医療、介護に関する情報をご提供します。
URL: https://www.ms-ins.com/kenko_kaigo/

サービス受付電話番号

サービス受付の電話番号(通話料無料)は、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。

- *平日とは、土・日・祝日・年末年始を除いた月～金をいいます。
- *お使いの電話回線により、ご利用できない場合があります。また、ご利用は日本国内からに限ります。
- *本サービスは、引受保険会社の提携サービス会社にてご提供します。海外に関するご相談など、ご相談内容によってはご対応できない場合があります。
- *本サービスは予告なく変更・中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

制度のご案内

補償の選び方

補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

加入者証がWEBで見られるようになりました!



おすすめ団体保険の加入者証が

WEBで見られて便利に!

保険の契約内容をすぐに確認したい!
そんなときに役立ちます。
※紙の加入者証は発行しません。



ご契約者さま専用ページとは

三井住友海上火災の
個人のご契約者さま向け
インターネットサービスです。

24時間ご利用いただけるサービス

『ご契約内容の確認』
『代理店の連絡先の確認』
『事故連絡の窓口』 等

大和証券グループ役員専用WEBより、
【保険マイページ】に、
ご登録・ログインいただき、
備考に記載のお客様コードを
ご確認ください。

大和証券グループ役員専用WEB
URL: <https://www.daiwa-grp.jp/dfs/group/>



加入者証のご登録方法

ご契約者さま専用ページに未登録の場合



二次元コード
読み取り



①新規利用登録画面
でお客様コード
1・2を入力。



②ご契約者さま専用ページ登録のため必要事項を入力。利用規約に同意し、入力内容を確認のうえ登録。
※メールアドレス(ユーザーID、パスワード、加入者氏名、生年月日)

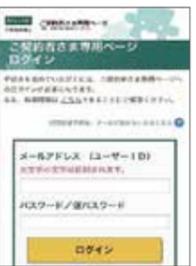


登録完了

ご契約者さま専用ページに登録済の場合



二次元コード
読み取り



①ご契約者さま専用ページにログインし、マイメニューのボタンをタップ



②「契約中の保険を追加する」をタップ



③「団体損害保険専用ボタン」をタップ



④お客様コード1・2を入力。



⑤内容を確認し追加をタップする。



契約追加完了

～万一事故にあわれたら～

請求手続きについて



保険金をご請求される場合のお手続きについて

三井住友海上へのご連絡



三井住友海上事故受付センター
事故は いち早く
0120-258-189 (無料)



事故受付
24時間 365日

保険金をお支払いする場合に該当したときの引受保険会社へのご連絡	●保険金をお支払いする場合に該当したときは、代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。保険金請求の手続きにつきまして詳しくご案内いたします。なお、保険金をお支払いする場合に該当した日から30日以内にご連絡がない場合、もしくは知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合は、引受保険会社はそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
保険金支払いの履行期	●引受保険会社は、保険金請求に必要な書類 ^(*) をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認 ^(**) を終えて保険金をお支払いたします。 ^(***) (*) 保険金請求に必要な書類は、「保険金のご請求時にご提出いただく書類」をご参照ください。代理請求人が保険金を請求される場合は、被保険者が保険金を請求できない事情を示す書類をご提出いただけます。 (**) 保険金をお支払いする事由の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の額の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。 (***) 必要な事項の確認を行うために、警察などの公の機関の捜査結果の照会、医療機関など専門機関の診断結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が必要な場合には、普通保険約款・特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者または保険金を受け取るべき方に通知します。
保険金のご請求時に提出いただく書類	●被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます。)が保険金の請求を行う場合は、事故受付後に引受保険会社から求められる書類をご提出いただけます。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。 ご提出いただく書類 以下の書類のうち引受保険会社から求められるもの ●引受保険会社所定の保険金請求書 ●引受保険会社所定の同意書 ●事故原因・損害状況に関する資料 ●被保険者またはその代理人の保険金請求であることを確認するための資料(住民票、戸籍謄本 等) ●引受保険会社所定の診断書 ●診療状況申告書 ●公の機関(やむを得ない場合は第三者)等の事故証明書 ●死亡診断書 ●他から支払われる損害賠償金・保険金、給付金等の額を確認する書類 ●損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ●引受保険会社所定の事故内容報告書、損害または費用の発生を確認する書類およびその他これらに類する書類 ●休業・所得証明書 ●所得を証明する書類(源泉徴収票、確定申告書 等) 事故の内容、損害額等に応じて上記の書類以外の書類をご提出いただくようお願いすることがあります。
示談交渉について	●法律上の賠償責任などを負担することによって被った損害を補償する特約の対象となる賠償事故の示談交渉については、事前に引受保険会社へご相談ください。なお、あらかじめ引受保険会社の承認を得ないで損害賠償責任を認めたり、賠償金などを支払われた場合には、保険金をお支払いできないことなどがありますのでご注意ください。 (示談交渉サービス) 日本国内において発生した、日常生活賠償特約の対象となる賠償事故について被保険者のお申出により、引受保険会社は原則として被保険者のために示談交渉をお受けいたします。なお、示談交渉をお受けした場合でも、話し合いでの解決が困難な場合等、引受保険会社は必要に応じ被保険者の同意を得たうえで弁護士に対応を依頼することがあります。また、日本国内において発生した賠償事故で保険金をお支払いする場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を引受保険会社へ直接請求することもできます。 (示談交渉を行うことができない主な場合) 次の場合には、引受保険会社は相手の方との示談交渉を行うことができませんので、ご注意ください。 なお、その場合でも、円満な解決に向けたご相談に応じます。 ○1回の事故につき、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償特約で定める保険金額を明らかに超える場合 ○相手の方が引受保険会社との交渉に同意されない場合 ○相手の方との交渉に際し、正当な理由なく被保険者が引受保険会社への協力を拒んだ場合 ○被保険者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
代理請求人について	●高度障害状態となり、意思能力を喪失した場合など、被保険者に保険金を請求できない事情があり、かつ、保険金を受け取るべき被保険者の代理人がいらない場合には、引受保険会社の承認を得て、その被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(*) 等(以下「代理請求人」といいます。詳細は(注)をご参照ください。)が保険金を請求することがあります。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問い合わせください。また、本内容については、代理請求人となられる方にも必ずご説明ください。 (注)①「被保険者と同居または生計を共にする配偶者 ^(*) 」 ② 上記①に該当する方がいないまたは上記①に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族」 ③ 上記①、②に該当する方がいないまたは上記①、②に該当する方に保険金を請求できない事情がある場合 「上記①以外の配偶者 ^(*) 」または「上記②以外の3親等内の親族」 (*) 法律上の配偶者に限ります。
柔道整復師(接骨院、整骨院等)による施術の場合	【団体総合生活補償保険(標準型)】 通院日数の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。 【所得補償保険】 就業不能期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。 【団体長期障害所得補償保険】 就業障害である期間の認定にあたっては、傷害の部位や程度に応じ、医師の治療に準じて認定し、お支払いします。 【共通】 また、鍼(はり)・灸(きゅう)・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。

制度のご案内
補償の選び方
傷害補償プラン
親介護補償プラン
疾病補償プラン
文通事故補償プラン
所得補償プラン
長期所得補償プラン
Q & A
注意事項
重要事項説明

保険金をお支払いする場合・ 保険金のお支払額・ 保険金をお支払いしない主な場合



※印を付した用語については、「※印の用語のご説明」をご覧ください。(各欄の初出時のみ※印を付しています。)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金 団体総合生活補償保険(標準型)	傷害死亡保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (注)C、D型には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金の全額 (注1) 傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金(特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約によりお支払いした特定感染症*に関する後遺障害保険金を含みます。)*がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合 (注)C、D型には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害死亡・後遺障害保険金額 × [約款所定の保険金支払割合(4%~100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波によるケガ(A、B型には天災危険補償特約がセットされているため、支払対象となります。) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水*(ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって発生した場合には、保険金をお支払いします。) ●原因がいかなくとも、誤嚥(えん)*によって発生した肺炎 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
	傷害入院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、入院*された場合(以下、この状態を「傷害入院」といいます。) (注)C、D型には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害入院保険金日額 × [傷害入院の日数] (注1) 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の入院*に対しては傷害入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。
	傷害手術保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*の治療*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に手術*を受けられた場合 (注)C、D型には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	①入院*中に受けた手術*の場合 傷害入院保険金日額 × 10 ②①以外の手術の場合 傷害入院保険金日額 × 5 (注)1事故に基づくケガ*について、1回の手術に限りま す。また、1事故に基づくケガ*について①および②の手術を受けた場合は、①の算式によります。
特定感染症による入院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その直接の結果として、次のいずれかに該当した場合(以下、この状態を「感染症入院」といいます。) ①入院*した場合 ②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第18条第2項の規定による就業制限が課された場合	傷害入院保険金日額 × [感染症入院の日数] (注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症入院に対しては、特定感染症による入院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症入院の日数は180日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による入院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3) 特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害入院保険金を重ねてはお支払いしません。	
傷害死亡・後遺障害保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × [約款所定の保険金支払割合(4%~100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
傷害通院保険金 ★傷害補償(標準型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、通院*された場合(以下、この状態を「傷害通院」といいます。) (注1) 傷害通院の日数には、通院されない場合で、所定の部位*を固定するためにギプス等*を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、医師*の指示による固定(*)であること、かつ、診断書、診療報酬明細書等から所定の部位をギプス等の装着により固定していることが確認できる場合に限りま す。 (*) 診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合に限りま す。 (注2) C、D型には交通事故危険のみ補償特約がセットされているため、交通事故*によるケガに限り保険金をお支払いします。	傷害通院保険金日額 × [傷害通院の日数] (注1) 事故の発生日からその日を含めて180日を経過した後の通院*に対しては傷害通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする傷害通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金をお支払いする期間中に傷害通院された場合は、傷害通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてはお支払いしません。	前ページのつづき <交通事故危険のみ補償特約をセットする場合> 前記に追加される事由 ●交通乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ、および交通乗用具の修理、点検、整備または清掃作業中のケガ ●航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を操縦している間またはその航空機に職務として搭乗している間のケガ など 前記から除外される事由 ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ
特定感染症による後遺障害保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × [約款所定の保険金支払割合(4%~100%)] (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、特定感染症*による後遺障害保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が発病*の日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、発病の日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、特定感染症による後遺障害保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあつた後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) 既にお支払いした傷害後遺障害保険金または特定感染症による後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金および特定感染症による後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれら原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など

団体総合生活補償保険(標準型)

- 制度のご案内
- 補償の選び方
- 傷害補償プラン
- 親介護補償プラン
- 疾病補償プラン
- 交通事故補償プラン
- 所得補償プラン
- 長期所得補償プラン
- Q & A
- 注意事項
- 重要事項説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症による通院保険金 ★特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約	保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため通院*された場合 (以下、この状態を「感染症通院」といいます。)	傷害通院保険金日額 × 感染症通院の日数 (注1) 特定感染症*を発病*した日からその日を含めて180日を経過した後の感染症通院に対しては、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。また、お支払いする感染症通院の日数は90日が限度となります。 (注2) 傷害入院保険金または特定感染症による入院保険金をお支払いする期間中に通院*された場合は、特定感染症による通院保険金をお支払いしません。 (注3) 傷害通院保険金または特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに特定感染症による通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する特定感染症を発病した場合は、特定感染症による通院保険金を重ねてお支払いしません。 (注4) 特定感染症による通院保険金をお支払いする期間中にさらに傷害通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当するケガ*を被った場合は、傷害通院保険金を重ねてお支払いしません。	前記、特定感染症による後遺障害保険金および入院保険金の「保険金をお支払いしない主な場合」と同じ。
特定感染症による葬祭費用保険金 ★特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	補償対象者*が保険期間中に特定感染症*を発病*し、その特定感染症のため、特定感染症の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 (*)[補償対象者]とは、傷害補償(標準型)特約における被保険者をいいます。	被保険者(保険契約者または補償対象者の親族*)が葬祭費用を負担したことによって被った損害に対して、補償対象者1名につき300万円を限度として、その費用の負担者に保険金をお支払いします。 (注) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者、補償対象者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による特定感染症*の発病* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による特定感染症の発病 ●戦争、その他の変乱*、暴動による特定感染症の発病(テロ行為による特定感染症の発病は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による特定感染症の発病 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による特定感染症の発病 ●傷害保険金をお支払いすべきケガ*による特定感染症 ●保険責任開始日からその日を含めて10日以内の特定感染症の発病(ただし、この保険契約が特定感染症を補償する継続契約の場合は、保険金の支払対象となります。) など
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約)セット	保険期間中の偶然な事故(盗難・破損・火災など)により、携行品*に損害が発生した場合 (*1) 「携行品」とは、被保険者が住宅(敷地を含みます。)外において携行している被保険者所有の身の回り品**をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「携行品」」を除きます。 (*2) 「身の回り品」とは、被保険者が所有する、日常生活において職務の遂行以外の目的で使用する動産(カメラ、衣類、レジャー用品等)をいいます。	損害の額 － 免責金額* (1回の事故につき3,000円) (注1) 損害の額は、再調達価額*によって定めます。ただし、被害物が貴金属等の場合には、保険価額*によって定めます。なお、被害物の損傷を修繕しうる場合においては、損害発生直前の状態に復するのに必要な修繕費をもって損害の額を定め、価値の下落(格落損)は含みません。この場合においても、修繕費が再調達価額を超えるときは、再調達価額を損害額とします。 (注2) 損害の額は、1個、1組または1対のものについて10万円が限度となります。ただし、通貨または乗車券等(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券は含まれません。)もしくは小切手については1回の事故につき5万円が限度となります。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害 ●被保険者と同居する親族*の故意による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●携行品の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●携行品の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、携行品が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない携行品の電氣的事故・機械的故障(故障等)による損害(ただし、これらの事由によって発生した火災による損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品である液体の流出による損害(ただし、その結果として他の携行品に発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●携行品の置き忘れまたは紛失による損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) など

団体総合生活補償保険(標準型)

団体総合生活補償保険(標準型)・オプション

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
携行品損害保険金 ★携行品損害補償特約 ☆新価保険特約(携行品損害補償特約)セット	前ページのつづき (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページのつづき (注3) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、携行品損害保険金額が限度となります。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	前ページのつづき <ul style="list-style-type: none"> ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為 ●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方(これらの方の法定代理人を含みます。)の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共謀して行った窃盗、強盗、背任その他の不誠実行為(ただし、火災または破裂・爆発によって発生した損害の場合は、保険金をお支払いします。) ●別記の「補償対象外となる主な「携行品」」の損害 など
日常生活賠償保険金 ★日常生活賠償特約	① 保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ② 日本国内において保険期間中の次のア、またはイ、の偶然な事故により、誤って線路へ立入ってしまったこと等が原因で電車等* ^(*) を運行不能* ^(*) にさせ、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ア. 本人の居住の用に供される住宅* ^(*) の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 (注) 被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限りまゝ)を被保険者とします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (*1) 電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。 (*2) 正常な運行ができなくなることをいいます。ただし、運行することにつき、物理的な危険を伴うものをいいます。 (*3) 敷地内の動産および不動産を含みます。	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額 ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額*(0円) (注1) 1回の事故につき、日常生活賠償保険金額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受けします。ただし、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されない場合、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活賠償保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●他人から借りたり預かったりした物を壊したことによる損害賠償責任 ●被保険者と同居する親族*に対する損害賠償責任 ●被保険者の使用人が業務従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任(ただし、被保険者が家事使用人として使用する者に対する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●被保険者または被保険者の指図による暴行、殴打による損害賠償責任 ●自動車等*の車両、船舶、航空機、銃器、業務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任(ただし、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの所有、使用、または管理に起因する損害賠償責任の場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	保険期間中に受託物* ^(*) の損壊* ^(*) ・紛失・盗難にあつたことにより、受託物について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負われた場合	被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額* ＋ 判決により支払を命ぜられた訴訟費用または判決日までの遅延損害金 － 被保険者が損害賠償請求権者に対して損害賠償金を支払ったことにより代位取得するものがある場合は、その価額 － 免責金額*(1回の事故につき5,000円)	<ul style="list-style-type: none"> ●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による損害 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による損害 など

団体総合生活補償保険(標準型)・オプション

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
受託物賠償責任保険金 ★受託物賠償責任補償特約	前ページのつづき (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。なお、これらの方が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。)を被保険者としてします。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (*1)「受託物」とは、被保険者が日本国内において、日常生活の必要に応じて他人(レンタル業者を含みます。)から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な「受託物」」を除きます。 (*2)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。ただし、滅失には盗難、紛失または詐欺を含みません。	前ページのつづき (注1)保険期間を通じ、受託物賠償責任保険金額がお支払いの限度となります。 (注2)損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3)上記算式により計算した額とは別に、損害の発生または拡大を防止するために必要または有益であった費用、示談交渉費用、争訟費用等をお支払いします。 (注4)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*)被害受託物の時価額が限度となります。	前ページのつづき ●自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害 ●公権力の行使(差押え・没収・破壊等)による損害 ●偶然な外来の事故に直接起因しない受託物の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害 ●受託物に発生した自然発火または自然爆発 ●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 ●被保険者の職務遂行に起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任) ●航空機、船舶(原動力がもっぱら人力であるものを含まません。)、銃器、職務のために使用する動産または不動産の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者と同居の親族*に対する損害賠償責任 ●第三者との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●引渡し後に発見された損壊による損害賠償責任 ●受託物を使用不能にしたことによる損害賠償責任(収益減少等) ●通常必要とされる取扱い上の注意に著しく反したことまたは本来の用途以外に受託物を使用したことによる損害賠償責任 ●戦争、その他の変乱*、暴動による損害 ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 ●別記の「補償対象外となる主な「受託物」」の損害など
弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金 ★弁護士費用特約	①日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害(*1)を被った被保険者が、法律上の損害賠償請求を行った場合 ②日本国内における偶然な事故により保険期間中に被害(*1)を被った被保険者が、法律相談*を行った場合(*2) (注)被保険者の範囲は、本人、配偶者*、同居の親族および別居の未婚*の子となります。「同居の親族」とは、本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。「別居の未婚の子」とは、本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子をいいます。 (*1)「被害」とは、被保険者が被った身体の障害または住宅・被保険者の日常生活用動産の損壊(*3)または盗取をいいます。「身体の障害」とは、生命または身体を害することをいいます。 (*2)被害に対する法律相談が、被害の発生日からその日を含めて3年以内に開始されたときに限ります。 (*3)「損壊」とは、滅失、破損または汚損をいいます。	【左記「保険金をお支払いする場合」の①の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した 弁護士費用等*の額 (*1) 【左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合】 引受保険会社の同意を得て支出した 法律相談費用*の額 (*2) (注1)保険金をお支払いした後次に次のいずれかに該当された場合は、弁護士費用等保険金の全部または一部を返還していただきます。 ・弁護士等への委任の取消等により着手金の返還を受けた場合 ・訴訟の判決に基づき、被害を被った被保険者が賠償義務者*から弁護士費用等の支払いを受けた場合で、「判決で確定された弁護士費用等の額」と既にお支払いした弁護士費用等保険金の額の合計額が「被保険者が弁護士等に支払った費用の全額」を超過したとき。 (注2)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した被害 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発生した被害 ●被保険者相互間の事故によって発生した被害 ●自動車等*の無資格運転または飲酒運転*中の事故によって発生した被害 ●被保険者が麻薬等の影響を受けているおそれがある状態での事故 ●住宅または日常生活用動産の詐取または紛失によって発生した被害 ●専ら被保険者の業務の用に供される動産の損壊または盗取によって発生した被害 ●大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。(環境汚染の発生が不測かつ突発的な事故による場合には、保険金の支払対象となります。) ●住宅または日常生活用動産自体の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、欠陥等による被害 ●被保険者が違法に所有・占有する財物の損壊または盗取 ●被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ●診療、投薬、身体の整形、マッサージ等を受けたことによって発生した被害 ●妊娠、出産、早産または流産によって発生した被害 ●石綿等が有する発がん性等有毒な特性に起因する被害事故 ●外因性内分泌かく乱化学物質(医薬品としホルモン作用を持つよう合成された合成ホルモンなど)の有害な特性によって発生した被害 ●電磁波障害による事故 ●日照権、騒音、悪臭等、住宅または日常生活用動産の損壊または盗取を伴わない事由にかかわる法律相談*を行うことによる損害 ●戦争、その他の変乱*、暴動によって発生した被害(テロ行為により発生した費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) など

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
弁護士費用等保険金・法律相談費用保険金 ★弁護士費用特約		前ページのつづき (*1)1事故(*3)につき被保険者1名ごとに弁護士費用等保険金額が限度となります。 (*2)1事故(*3)につき被保険者1名ごとに10万円が限度となります。 (*3)1事故とは、発生時期または発生場所にかかわらず、同一の原因から発生した一連の事故をいいます。	前ページのつづき ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によって発生した被害 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によって発生した被害 ●公権力の行使(住宅または日常生活用動産の差押え・没収・破壊等)によって発生した被害 ●被保険者が第三者との間に損害賠償に関する特別の約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用等または法律相談費用を保険金請求権者が負担することによって被る損害 など
団体総合生活補償保険(標準型)・オプション	傷害死亡保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	傷害死亡・後遺障害保険金額の全額 (注1)傷害死亡保険金受取人(定めなかった場合は被保険者の法定相続人)にお支払いします。 (注2)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額をお支払いします。
	傷害後遺障害保険金 ★傷害補償(MS&AD型)特約	保険期間中の事故によるケガ*のため、事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害*が発生した場合	傷害死亡・後遺障害保険金額 × [約款所定の保険金支払割合(4%~100%)] (注1)政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注2)被保険者が事故の発生日からその日を含めて180日を超えてなお治療*を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生日からその日を含めて181日目における医師*の診断に基づき後遺障害*の程度を認定して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注3)同一の部位に後遺障害を加重された場合は、既にあった後遺障害に対する保険金支払割合を控除して、傷害後遺障害保険金をお支払いします。 (注4)既にお支払いした傷害後遺障害保険金がある場合は、傷害死亡・後遺障害保険金額から既にお支払いした傷害後遺障害保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする傷害後遺障害保険金は、傷害死亡・後遺障害保険金額が限度となります。
団体総合生活補償保険(MS&AD型)	疾病入院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆1)参照	保険期間の開始後(*1)に発病*した病気*のため、保険期間中に入院*された場合(以下、この状態を「疾病入院」といいます。) (*1)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	疾病入院保険金日額 × [疾病入院の日数] (注1)疾病入院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院された日からその日を含めて支払対象期間*(1,095日)が満了した日の翌日以降の疾病入院の日数 ・1回の疾病入院*について、疾病入院保険金を支払うべき日数の合計が支払限度日数*(730日)に到達した日の翌日以降の疾病入院の日数 (注2)疾病入院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病入院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*された場合は、疾病入院保険金を重ねてお支払いしません。
	疾病保険金		●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による病気 ●精神障害(*1)およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(*2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気(*2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常(*3))の場合は、保険金をお支払いします。 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*

次ページへつづく

団体総合生活補償保険(標準型)・オプション

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
疾病手術保険金 ★疾病補償特約 ☆疾病手術保険金等支払倍率変更特約セット ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆1)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に手術*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に手術を受けられた場合 (*)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の手術*について、次の額をお支払いします。 ①疾病入院保険金*が支払われるか否かにかかわらず、入院*中に受けた手術の場合… 疾病入院保険金日額 × 20 ②①以外の手術の場合… 疾病入院保険金日額 × 5 (注)次に該当する場合のお支払方法は下記のとおりとなります。 ①同一の日に複数回の手術を受けた場合 疾病手術保険金の高いいずれか1つの手術についてのみ保険金をお支払いします。 ②1回の手術を2日以上にわたって受けた場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ③医科診療報酬点数表に手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術に該当する場合 その手術の開始日についてのみ手術を受けたものとします。 ④医科診療報酬点数表において、一連の治療*過程で複数回実施しても手術料が1回のみ算定されるものとして定められている区分番号に該当する手術について、被保険者が同一の区分番号に該当する手術を複数回受けた場合 その手術に対して疾病手術保険金が支払われることとなった直前の手術を受けた日からその日を含めて14日以内に受けた手術に対しては、保険金をお支払いしません。	前ページのつづき ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(⁴) (加入内容確認画面等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時*(⁵)より前に発病*した病気*(⁴)については保険金をお支払いしません。ただし、病気を補償する加入セットに継続加入された場合で、病気を発病した時が、その病気による入院*を開始された日*(⁶)からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の区分コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例>アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の区分コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*6)疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術を開始された日」、「放射線治療を開始された日」と読み替えます。
疾病放射線治療保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆1)参照	①疾病入院保険金をお支払いする場合で、その病気*の治療*のために疾病入院保険金の支払対象期間*(1,095日)中に放射線治療*を受けられたとき。 ②保険期間の開始後*(*)に発病*した病気の治療のために、保険期間中に放射線治療を受けられた場合 (*)病気を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。	1回の放射線治療*について、次の額をお支払いします。 疾病入院保険金日額 × 10 (注1)同一の日に複数回の放射線治療を受けた場合は、いずれか1つの放射線治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2)疾病放射線治療保険金を支払うべき放射線治療を複数回受けた場合は、同一の診療行為について疾病放射線治療保険金が支払われることとなった直前の放射線治療を受けた日からその日を含めて60日以内に受けた放射線治療に対しては、保険金をお支払いしません。	<支払対象外となる精神障害の例>アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。
疾病通院保険金 ★疾病補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット 欄外(☆1)参照	疾病入院保険金をお支払いする疾病入院が終了し、退院した後、その疾病入院の原因となった病気*の治療*のため、通院*された場合(以下、この状態を「疾病通院」といいます。) (注) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	疾病通院保険金日額 × 疾病通院の日数 (注1) 疾病通院の日数には以下の日数を含みません。 ・疾病入院の終了した日の翌日から起算して疾病通院保険金の支払対象期間*(180日)が満了した日の翌日以降の疾病通院の日数。なお、疾病入院保険金の支払対象期間(1,095日)内に疾病入院が終了していない場合には、疾病入院の終了した日または疾病入院保険金の支払対象期間が満了した日の翌日から起算して180日を経過した日のいずれか早い日が疾病入院の終了した日となります。 ・1回の疾病入院*について疾病通院保険金を支払うべき日数の合計が病院通院保険金の支払限度日数*(30日)に到達した日の翌日以降の疾病通院の日数 (注2) 疾病入院保険金をお支払いする期間中に疾病通院された場合は、疾病通院保険金をお支払いしません。 (注3) 疾病通院保険金をお支払いする期間中にさらに疾病通院保険金の「保険金をお支払いする場合」に該当する病気*を発病*した場合は、疾病通院保険金を重ねてはお支払いしません。 (注4) 疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気(これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合で、前の疾病入院の終了後、後の疾病入院が開始するまでの期間中に疾病通院されたときは、その日数を疾病通院の日数に含めて疾病通院保険金をお支払いします。	<支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の区分コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

団体総合生活補償保険(MS&AD型) 疾病保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
CT・MRI検査一時金 ★CT・MRI検査一時金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	保険期間中に日本国内においてCT検査*(¹)またはMRI検査*(²)を受けた場合(健康診断や検診等の自由診療のために受けたCT検査*(¹)またはMRI検査*(²)は除きます。) (*1)「CT検査」とは、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、コンピューター断層撮影診断料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、コンピューター断層撮影(CT撮影)として算定されるCT検査をいいます。ただし、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為を除きます。 (*2)公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、コンピューター断層撮影診断料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、磁気共鳴コンピューター断層撮影(MRI撮影)として算定されるMRI検査をいいます。ただし、歯科診療報酬点数表に列挙されている診療行為を除きます。	CT・MRI検査一時金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限り (注2) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気*(⁴)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、CT・MRI検査一時金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気*(⁴)を発病*した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気*(⁴)を発病*した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (*)CT検査またはMRI検査を受ける原因となった病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ*や病気* ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心臓喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●精神障害*(¹)およびそれによる病気* ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。)(²) ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気*(²) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常*(³)の場合は、保険金をお支払いします。) ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気*(⁴) (加入内容確認画面等に記載されます。) など (注) 保険期間の開始時*(⁵)より前に被ったケガまたは発病*した病気*(⁴)については保険金をお支払いしません。ただし、CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入セットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、CT検査またはMRI検査を受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*1)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の区分コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。 <支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (*2)これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*3)「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の区分コードO00からO79まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*4)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*5)CT検査またはMRI検査を受けた場合に補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

制度のご案内
 補償の選び方
 傷害補償プラン
 親介護補償プラン
 疾病補償プラン
 交通事
 補償プラン
 所得補償プラン
 補償プラン
 長期所得
 補償プラン
 Q & A
 注意事項
 重要事項説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
セカンドオピニオン費用保険金 ★セカンドオピニオン費用補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内においてセカンドオピニオン* ^(*) を受けた場合で、被保険者がセカンドオピニオンに伴う費用を負担されたとき。 (*)「セカンドオピニオン」とは、被保険者が診療を受けているケガや病気に関する診断や治療選択などについて、担当医が作成した診療情報提供書や意見書等に基づき、担当医とは異なる医師*に相談 ^(*) を行うことをいいます。 (*)2) 自由診療で行うものをいい、公的医療保険制度で対象となる診療行為を伴うものを除きます。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. セカンドオピニオンに要する費用 ^(*)1) イ. セカンドオピニオンを受ける病院等への交通費 ウ. セカンドオピニオンを受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、セカンドオピニオン費用保険金額が限度となります。 (注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】セカンドオピニオンに伴う費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気* ^(*)2) を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、セカンドオピニオン費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気* ^(*)2) を発病した時が、そのケガまたは病気*のセカンドオピニオンを受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (*)1) 担当医とは異なる医師*に相談するための相談料、予約料、システム使用料、細胞診断料、病理組織診断料等の費用をいい、セカンドオピニオンを受けるにあたって必要な診療情報提供書等の文書料を含みます。ただし、治療*を目的としたセカンドオピニオンを受ける病院等への転院に要する費用や、セカンドオピニオンを受けた後の検査や治療のための費用は含みません。 (*)2) セカンドオピニオンを受けた病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ● 自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ● 脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガ ● 原因がいかなくとも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ● 別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ● 別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ● 乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ● 精神障害 ^(*)1) およびそれによる病気 ● 戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等による病気 ^(*)2) ● 麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ● 妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常 ^(*)3))の場合は、保険金をお支払いします。 ● 健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^(*)4) (加入内容確認画面等に記載されます。) (注) 保険期間の開始時 ^(*)5) より前に被ったケガまたは発病*した病気 ^(*)4) については保険金をお支払いしません。 ただし、セカンドオピニオンに伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気*を発病した時が、そのケガまたは病気*のセカンドオピニオンを受けた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*)1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。) アルコール依存、薬物依存 など (*)2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO079まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*)4) その病気*と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*)5) セカンドオピニオンに伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
三大疾病診断保険金 ★三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	特約記載の三大疾病(がん*、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。)に罹患、発病*し、下表の支払要件を充足した場合(がん*と診断確定*された時または急性心筋梗塞もしくは脳卒中により初めて入院*を開始された時 ^(*)1) が保険期間中である場合に限り、)。 支払事由 ①がん*に罹患したこと。 次のいずれかのがんと診断確定された場合 ア. 保険期間の開始時 ^(*)2) 以降に初めて罹患したがん イ. 再発したがん ^(*)3) ウ. 転移したがん ^(*)4) エ. 既がん ^(*)5) とは全く別のがん ②急性心筋梗塞を発病したこと。 急性心筋梗塞と医師*によって診断され、急性心筋梗塞の治療を直接の目的として入院を開始された場合 ③脳卒中を発病したこと。 脳卒中と医師*によって診断され、脳卒中の治療を直接の目的として入院を開始された場合 (注) 三大疾病診断保険金を補償する加入セットに継続加入の場合、前記①について、前回の保険金支払事由該当日 ^(*)6) から、その日を含めて1年以内に再び上記①ア. からエ. までのいずれかのがんと診断確定されたときは、保険金を支払いません。 (*)1) 初めて入院を開始された時とは、同一の病気*を原因とする一連の入院のうち、最初の入院を開始された時をいいます。 (*)2) 三大疾病診断保険金を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時とします。 (*)3) 「再発したがん」とは、がんを治療した結果、一旦がんが認められない状態となり、その後再発したと診断確定されたがんをいいます。 (*)4) 「転移したがん」とは、他の部位・臓器 ^(*)7) に転移したと診断確定されたがんをいいます。ただし、転移の以前に既にその部位・臓器*にがんが発生していた場合は含みません。 (*)5) 「既がん」とは、継続加入してきた最初のご契約の保険期間が開始した以降にがん*と診断確定され、既に保険金を支払ったがんをいいます。 (*)6) 継続加入してきた最初のご契約からこの保険契約の継続前契約までの保険期間中に、既に保険金を支払ったがん*と診断確定された日のうち、この保険契約の始期日に最も近い日をいいます。 (*)7) 同一の種類*の部位・臓器*が複数ある場合、それらは同じ部位・臓器*とみなします。	三大疾病診断保険金額の全額 (注1) 保険期間中1回に限り、(注2) 三大疾病診断保険金を補償する加入セットに継続加入の場合、左記「保険金をお支払いする場合」の②および③について、保険金の支払回数は継続加入してきた最初のご契約の始期日から、それぞれ通算して1回とします。 (注3) 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】三大疾病診断保険金を補償する加入セットに継続加入の場合で、被保険者ががん*、急性心筋梗塞または脳卒中 ^(*) を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がん、急性心筋梗塞または脳卒中 ^(*) を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がん、急性心筋梗塞または脳卒中 ^(*) を発病した時が、がん*と診断確定*された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。 (注4) 被保険者が医師*から傷病名の告知を受けていないこと等により保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は「請求手続きについて」の<代理請求人について>をご覧ください。 (*) 急性心筋梗塞または脳卒中には、その急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん ^(*)1) など (注) 保険期間の開始時 ^(*)3) より前に発病*したがん、急性心筋梗塞または脳卒中については保険金をお支払いしません。 ただし、三大疾病診断保険金を補償する加入セットに継続加入された場合で、がん、急性心筋梗塞または脳卒中を発病した時が、がん*と診断確定*された日または急性心筋梗塞もしくは脳卒中による入院を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (*)1) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (*)2) そのがん、急性心筋梗塞または脳卒中と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*)3) 三大疾病診断保険金を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	保険期間の開始後 ^(*)1) に発病*したがん*の治療*のため、保険期間中に抗がん剤 ^(*)2) 治療を開始した場合 (注1) 同一の月に複数回の抗がん剤治療を受けた場合は、1つの抗がん剤治療についてのみ保険金をお支払いします。 (注2) 先進医療に該当するもの、治験薬剤による治療は補償の対象になりません。 (*)1) 抗がん剤治療を補償する加入セットに継続加入される場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始後とします。 (*)2) 投薬または処方された時点で、がんを適応症として厚生労働大臣により承認されている次の①および②のいずれにも該当する薬剤をいいます。 ①厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者の罹患したがんの治療に対する効能または効果が認められた薬剤 ②世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうち、次に分類される薬剤 次ページへつづく	抗がん剤治療を受けた月ごとに次の額をお支払いします。 抗がん剤治療保険金額 × 下表の倍率 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類・がんの種類 LO1. 抗悪性腫瘍薬 2 LO2. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(*) 1 乳がん、前立腺がん 上記以外のがん 2 LO3. 免疫賦活薬 2 LO4. 免疫抑制剤 2 V10. 治療用放射性医薬品 2 (注1) 保険期間を通じて抗がん剤治療保険金額の120倍が限度となります。 次ページへつづく	● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるがん* ● 闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるがん ● 戦争、その他の変乱*、暴動によるがん(テロ行為によるがんは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ● 核燃料物質等の放射性・爆発性等によるがん ^(*)1) など

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
抗がん剤治療保険金 ★抗がん剤治療特約	前ページのつづき 世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類 L01. 抗悪性腫瘍薬 L02. 内分泌療法(ホルモン療法) ^(※3) L03. 免疫賦活薬 L04. 免疫抑制剤 V10. 治療用放射性医薬品 (※3) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	前ページのつづき (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 この特約をセットした加入セットに継続加入の場合で、被保険者が抗がん剤治療の原因となったがん*を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①がんを発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前である場合は、②により算出した額をお支払いします。 (※) 内分泌療法(ホルモン療法)とは、がん細胞の発育・増殖を阻止するために、がん細胞の発育・増殖を促進するホルモンと拮抗する他のホルモンを投与したり、ホルモンの生成や作用を減弱させる薬剤を投与したりする療法をいいます。	前ページのつづき (注) 保険期間の開始時 ^(※2) より前に発病*したがん(転移したがん ^(※3) を含みます)については保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、がんを発病した時が、そのがんによる抗がん剤治療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ばず影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※2) この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約のご加入時をいいます。 (※3) 転移したがんとは、原発巣(最初にがんが発生した場所をいいます。)が同じであると診断されたがんをいい、そのがんと同じ部位に再発したがんを含みます。
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット	ケガ*または病気*の治療*のため、保険期間中に日本国内において先進医療 ^(※) を受けた場合で、被保険者が先進医療に伴う費用を負担されたとき。 (※)「先進医療」とは、治療を受けた日現在において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)をいいます。医療技術、医療機関および適応症等が先進医療に該当しない場合、支払対象外となります。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。受療された日現在において、先進医療に該当しない場合、お支払いの対象外となります。	被保険者が負担された次の費用を被保険者にお支払いします。 ア. 先進医療に要する費用 ^(※1) イ. 先進医療を受けるための病院等との間の交通費(転院、退院のための交通費を含みます。) ウ. 先進医療を受けるための宿泊費(1泊につき1万円限度) (注1) 加害者等から支払われる損害賠償金などがある場合は、被保険者が負担された費用から差し引きます。 (注2) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、先進医療費用保険金額が限度となります。 (注3)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気 ^(※2) を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、先進医療費用保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。 ①ケガの原因となった事故発生時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気 ^(※2) を発病した時が、そのケガまたは病気によって先進医療を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ*や病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*または麻薬等を使用しての運転中のケガ ●脳疾患、病気*または心神喪失によるケガ ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガ(テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ ●核燃料物質等の放射性・爆発性*によるケガ ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ ●別記の「補償対象外となる職業」に従事中のケガ ●乗用具*を用いて競技等*をしている間のケガ ●精神障害 ^(※1) およびそれによる病気 ●戦争、その他の変乱*、暴動による病気(テロ行為による病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ^(※2) ●核燃料物質等の放射性・爆発性*による病気 ^(※2) ●麻薬等の使用による病気(ただし、治療を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●妊娠または出産(異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常 ^(※3) の場合は、保険金をお支払いします。) ●次ページへつづく

団体総合生活補償保険(MS&AD型・オプション)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
先進医療費用保険金 ★先進医療費用保険金補償特約 ☆特定精神障害補償特約セット		前ページのつづき (注4) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。 (※1) 先進医療を受けた場合の費用のうち、保険外併用療養費およびこれに伴う一部負担金以外の費用をいいます。ただし、保険外併用療養費には、保険外併用療養費に相当する家族療養費を含みます。なお、保険外併用療養費とは、公的医療保険制度から給付される部分をいい、一部負担金とは公的医療保険制度と同様の本人負担金をいいます。 (※2) 先進医療の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。	前ページのつづき ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気 ^(※4) (加入内容確認画面に記載されます。)など (注) 保険期間の開始時 ^(※5) より前に被ったケガまたは発病*した病気 ^(※4) については保険金をお支払いしません。ただし、先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合で、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が、そのケガまたは病気による先進医療を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、保険金をお支払いします。 (※1) 「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF09またはF20からF99に規定されたもの以外とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。(特定精神障害補償特約(自動的にセットされます。))のセット後の内容となります。<支払対象外となる精神障害の例> アルコール依存、薬物依存 など (※2) これにより発生した保険金支払事由に該当した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ばず影響が少ないと引受保険会社が認めた場合は、保険金の全額または一部をお支払いすることがあります。 (※3) 「異常妊娠、異常分娩または産褥(じょく)期の異常」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードO00からO09まで、O81からO99までに規定されたものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (※4) その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (※5) 先進医療に伴う費用を補償する加入セットに継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護一時金支払特約)セット	要介護2以上補償の場合(N1セット) 保険期間中に、特約被保険者 ^(※) が要介護状態(要介護2以上の状態)*となり、90日を超えて継続した場合 (注) 特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は「請求手続きについて」の<代理請求人について>をご覧ください。 (※) 普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入内容確認画面等に記載された方をいいます。	親介護一時金額の全額 (注1) 親介護一時金をお支払いした場合、この特約は失効します。 (注2)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 親が要介護状態となった場合に補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ●次ページへつづく	●保険契約者、特約被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用しての運転中の事故による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性*による要介護状態 ●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注) 保険期間の開始時 ^(※1) より前に要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由 ^(※2) が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、親介護一時金をお支払いします。

団体総合生活補償保険(MS&AD型・オプション)

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
親介護一時金 親介護 ★親介護一時金支払特約	要介護3以上補償の場合(N2セット) 保険期間中に、特約被保険者*が要介護状態(要介護3以上の状態)*となり、90日を超えて継続した場合(注)特約被保険者が保険金請求者となります。なお、特約被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、同居または生計を共にする配偶者等が保険金を請求できることがあります。詳細は「請求手続きについて」の<代理請求人について>をご覧ください。 (*)普通保険約款の被保険者の親(姻族を含みます。)のうち、この特約の被保険者として加入内容確認画面等に記載された方をいいます。	前ページのつづき ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。	前ページのつづき (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。
介護による休業補償保険金 ★親の介護による休業補償特約 ☆要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約(介護による休業補償特約用)セット	保険期間中に、要介護状態(要介護2以上の状態)*である介護対象者*を介護するために、被保険者が介護による休業*を93日(免責期間*)を超えて取得した場合	$\text{介護による休業補償保険金額} \times \left[\frac{\text{てん補期間内介護による休業期間*の月数}}{\text{てん補期間内介護による休業期間*の月数}} \right]$ (注1)介護による休業補償保険金額が被保険者の平均月間定期所得額*を超えている場合には、平均月間定期所得額*を超えている場合、平均月間定期所得額*を計算します。 (注2)休業中に得られる定期所得*があり、支払保険金と合算した額が平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額を超える場合、平均月間定期所得額にてん補期間内介護による休業期間を乗じた額から定期所得の額を差し引いて保険金のお支払額を計算します。 (注3)てん補期間内介護による休業期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が発生した場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注4)免責期間*を超える休業が終了した後、休業の原因となった介護対象者*の介護のため、再び休業を開始した場合は、後の休業は前の休業と同一の休業とみなします。ただし、介護対象者の要介護状態*が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降にその介護対象者が再び要介護状態となり休業を開始した場合は、後の休業は新たな休業として取り扱います。 (注5)複数の介護対象者を介護することを目的として休業を取得した場合であっても、勤務先に届出を行ったいずれか1名の介護対象者を介護するために休業を取得したものと取り扱い、その重複する期間に対して、重ねては保険金をお支払いしません。 (注6)【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 介護による休業を補償する加入セットに継続加入の場合で、要介護状態の原因となった事由が発生した時がこの保険契約の保険期間の開始日より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①要介護状態の原因となった事由が発生した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、要介護状態の原因となった事由が発生した時が、休業を開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。 (注7)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者、介護対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による要介護状態 ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による要介護状態 ●自動車等*の無資格運転、飲酒運転*中または麻薬等を使用している状態による要介護状態 ●麻薬等の使用による要介護状態(ただし、治療*を目的として医師*が麻薬等を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●アルコール依存、薬物依存または薬物乱用による要介護状態(ただし、治療を目的として医師が薬物を用いた場合は、保険金をお支払いします。) ●戦争、その他の変乱*、暴動による要介護状態(テロ行為による要介護状態は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による要介護状態 ●核燃料物質等の放射性・爆発性等による要介護状態 ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* など (注)保険期間の開始時(*1)より前に要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した場合は、保険金をお支払いしません。ただし、この特約をセットしたご契約に継続加入された場合で、要介護状態の原因となった事由(*2)が発生した時が、その事由による要介護状態が開始した日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、介護による休業補償保険金をお支払いします。 (*1)この特約をセットしたご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。 (*2)公的介護保険制度*を定める法令の規定による要介護認定または要支援認定の効力が発生した場合を含みます。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	保険金をお支払いしない主な場合
所得補償保険金 ☆骨髄採取手術に伴う入院補償特約セット ☆保険期間開始前の発病の取扱いの変更に関する特約セット 欄外(☆2)参照	保険期間中に、ケガ*、病気*または骨髄採取手術*により就業不能*となり、その状態が免責期間*(7日)を超えて継続した場合	$\text{保険金額} \times \left[\frac{\text{就業不能期間*の月数} \times \text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30} \right]$ + $\text{保険金額} \times \left[\frac{\text{就業不能期間のうち1か月に満たない期間の日数}}{30} \right]$ (*1)1か月単位とし、1か月に満たない期間は切り捨てます。 (注1)保険金額が被保険者の平均月間所得額*を超えている場合には、平均月間所得額を保険金額として保険金のお支払額を計算します。 (注2)原因または発生した時が異なる複数のケガ*または病気*により就業不能期間が重複した場合は、その重複する期間に対して保険金を重ねてはお支払いしません。 (注3)補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償の重複が発生することがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の可否をご確認いただいたうえでご加入ください。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガや病気* ●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガや病気* ●麻薬、あへん、大麻、覚せい剤、シンナーなどの使用によるケガや病気* ●自動車等*の無資格運転または酒気帯び運転*中のケガ* ●妊娠、出産、早産または流産によるケガや病気* ●戦争、その他の変乱*、暴動によるケガや病気(テロ行為によるケガや病気は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ* ●核燃料物質等の放射性・爆発性等によるケガや病気* ●原因がいかなくても、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●健康に関する告知のご回答等により補償対象とならない病気(*1)やケガ(加入内容確認画面等に記載されます。) などによる就業不能* ●精神障害(*2)を被り、これを原因として発生した就業不能 ●妊娠または出産による就業不能 ●骨髄採取手術*による就業不能となった時が、骨髄採取手術に伴う入院補償特約をセットした最初のご加入日からその日を含めて1年を経過した日の翌日の午前0時より前である場合 (注)ご加入をお引受けした場合でも、保険期間の開始時(*3)より前に発病*した病気(*1)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。ただし、就業不能を補償するご契約に継続加入された場合で、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が、就業不能となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いします。 (*1)その病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。 (*2)「精神障害」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類コードF00からF99に規定されたものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 <お支払対象外となる精神障害の例> 認知症、アルコール依存、薬物依存、統合失調症、人格障害、気分障害、知的障害 など (*3)就業不能を補償するご契約に継続加入された場合は、継続加入してきた最初のご契約の保険期間の開始時をいいます。

所得補償保険

- 制度のご案内
- 補償の選び方
- 傷害補償プラン
- 親介護補償プラン
- 疾病補償プラン
- 交通プラン
- 所得補償プラン
- 長期所得補償プラン
- Q & A
- 注意事項
- 重要事項説明

団体長期障害所得補償保険(GLTD) お支払いする保険金のご説明

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項明細書(協定書)(以下「協定書」といいます)の補償内容および保険金をお支払いしない主な場合をご説明します。
詳しくは、ご契約のしおり(普通保険約款・特約)または協定書をご参照ください。
(注)ご契約のしおり(普通保険約款・特約)および協定書は保険契約者が保管しています。また、協定書は保険契約者と引受保険会社との間で取り交わしております。

【普通保険約款の補償内容】

ご注意
<p>被保険者またはそのご家族がご契約されている他の保険契約等(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。)により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。 補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。 補償内容の差異や保険金額等を確認していただき、ご加入の要否をご判断のうえ、加入してください。 (*)複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、ご契約を解約されたとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。</p>

- 被保険者(補償の対象となる方)が身体障害*を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害*が開始した場合に限り、てん補期間*中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額*を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合、お支払いする保険金の額、保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金	身体障害*により、就業障害*となった場合	<p>てん補期間*中の就業障害*である期間1か月につき、次の額をお支払いします。 $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率} (100\%)$ (注1)お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額*(500,000円)を限度とします。 (注2)協定書に定めるてん補期間を限度とします。 (注3)支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額*を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。 (注4)てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。 (注5)同一の身体障害*により、免責期間*を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。 (注6)保険金または共済金が支払われる他の保険契約等*がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額*の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。 ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額* ・他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額*を限度とします。</p>	<p>(1)新規加入日からその日を含めて12か月以内に就業障害*になった場合、就業障害の原因となった身体障害*について、新規加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 (2)次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 ①保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ②被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変または暴動によって被った身体障害による就業障害^{(*)1} ⑤地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害^{(*)2} ⑥核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害^{(*)3} ⑨被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア.法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ.道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害^{(*)4} ⑪被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害^{(*)5}</p>

次ページへつづく

次ページへつづく

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いしない主な場合
団体長期障害所得補償保険金		<p>前ページのつづき (*)他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。 【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】 就業障害を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。 ①ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額 ただし、ケガの原因となった事故発生時または病気を発病した時が就業障害となった日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した金額をお支払いします。</p>	<p>前ページのつづき ⑫発熱等の他覚的症候のない感染による就業障害^{(*)6} など (3)健康に関する告知の回答内容等により補償対象外となっている病気^{(*)7}等(加入内容確認画面等に記載されます。)による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 (*1)テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 (*2)「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。 (*3)被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。 (*4)「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目^{(*)8}中の次の分類番号に該当する精神障害(統合失調症、躁(そう)病、うつ病等)を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。 (1)F04~F09 (2)F20~F51 (3)F53~F54 (4)F59~F63 (5)F68~F69 (6)F84~F89 (7)F91~F92 (8)F95 (9)F99 (*5)「妊娠に伴う身体障害補償特約」^{(*)9}がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。 (*6)病原体が生体内に侵入、定着、増殖することをいいます。 (*7)その病気と医学上因果関係がある病気を含みます。 (*8)分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10(2003年版)準拠」によります。 (*9)女性の被保険者にのみセット可能です。</p>

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約(自動セット)	保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱*、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

団体総合生活補償保険(標準型)について

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
熱中症危険補償特約(A、B型)	急激かつ外来による日射または熱射により被った身体の障害についても、傷害保険金をお支払いします。
天災危険補償特約(A、B型)	地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ*のときも、傷害保険金をお支払いします。
家族型への変更に関する特約(B、D型)	被保険者の範囲を、後記の団体総合生活補償保険(標準型)「契約概要のご説明」の「被保険者の範囲」に記載のとおり変更します。

団体総合生活補償保険(MS&AD型)について

- (☆1) 疾病保険金(疾病入院保険金、疾病手術保険金、疾病放射線治療保険金、疾病通院保険金)
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
 病気*を補償する加入セットに継続加入の場合で、被保険者が疾病入院(*1)の原因となった病気(*2)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い額となります。
 ①病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
 ただし、病気(*2)を発病した時が、その病気による疾病入院(*1)を開始された日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
 (*1) 疾病入院保険金の支払いを伴わない疾病手術保険金または疾病放射線治療保険金の場合は、それぞれ「手術」、「放射線治療」と読み替えます。
 (*2) 疾病入院(*1)の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
女性特定疾病2倍支払特約(L型)	被保険者の病気*が特約記載の女性特定疾病*であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。
三大疾病2倍支払特約(S型)	被保険者の病気*が特約記載の三大疾病(がん*)、急性心筋梗塞、脳卒中のうち、特約記載の病気をいいます。)であるとき、その治療*を目的とする入院*および通院*の期間ならびに手術*および放射線治療*に対して、疾病保険金を2倍にしてお支払いします。
疾病手術保険金等支払倍率変更特約(E・S・L型)	疾病手術保険金について、入院*中に受けた手術*の場合のお支払額を、[疾病入院保険金日額]×20に変更します。

所得補償保険について

- (☆2) **【再度就業不能*となった場合の取扱い】**
 免責期間*を超える就業不能の終了後、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過する日までに、その就業不能の原因となったケガ*または病気*によって再度就業不能になった場合には、前の就業不能と後の就業不能をあわせて「同一の就業不能」として取り扱います。
【継続加入において、継続前後でご契約のお支払条件が異なる場合のご注意】
 就業不能*を補償するご契約に継続加入の場合で、ケガ*の原因となった事故発生の時または病気*(*)を発病*した時がこの保険契約の保険期間の開始時より前であるときは、保険金のお支払額は次の①または②の金額のうち、いずれか低い金額となります。
 ①ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時の保険契約のお支払条件で算出した金額
 ②この保険契約のお支払条件で算出した金額
 ただし、ケガの原因となった事故発生の時または病気を発病した時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは、②により算出した額をお支払いします。
 (*) 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気*を含みます。

【特約の説明】	
セットする特約	特約の説明
無事故戻しに関する規定の不適用特約(自動セット)	保険期間が満了した場合で、保険期間中に保険金をお支払いする就業不能*が発生しなかったときでも、無事故戻し保険料をお支払いしません。

※印の用語のご説明

詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。



- ア行**
- **「医学上因果関係がある病気」と**は、医学上重要な関係にある一連の病気*をいい、病名を異にする場合であってもこれを同一の病気として取り扱います。たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患等をいいます。
 - **「医学的他覚所見のないもの」と**は、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。
 - **「医師」と**は、被保険者以外の医師をいいます。

特約名称	特約固有の「医師」の範囲
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	補償対象者および被保険者以外の医師
親介護一時金支払特約	保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方以外の医師
親の介護による休業補償特約	保険契約者、被保険者、介護対象者*または保険金を受け取るべき方以外の医師

- **「1回の疾病入院」と**は、疾病入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過する日までに、その疾病入院の原因となった病気* (これと医学上因果関係がある病気*を含みます。)によって再度疾病入院に該当した場合には、前の疾病入院と後の疾病入院を合わせて「1回の疾病入院」として取り扱います。
- **「飲酒運転」と**は、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- **「オンライン診療」と**は、医師と患者の間において、情報通信機器を通して患者の診察および診断を行い、診断結果の伝達、処方等の診療行為をリアルタイムにより行うことをいいます。ただし、リアルタイムの視覚および聴覚の情報を含む情報通信手段による場合に限り。なお、電話診療は含みません。
- **「介護対象者」と**は、親の介護による休業補償特約の介護対象者としてネット手続き画面・加入申込票に記載された者をいいます。
- **「介護による休業」と**は、要介護状態(要介護2以上の状態)*である介護対象者*を介護することを目的として、被保険者が取得する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第11条に定める休業(*)をいいます。
 (*)これに準ずる就業規則等に基づく休業を含みます。なお、介護対象者が要介護状態(要介護2以上の状態)となる前の期間および就業規則等に定められた休業期間以外の期間を含みません。
- **「回復所得額」と**は、免責期間*開始以降に業務に復帰して得た所得*の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。
- **「がん」と**は、特約に定めるがん(急性新生物)をいい、上皮内新生物を含みません。抗がん剤治療特約においては、上皮内新生物を含みません。
- **「ギプス等」と**は、ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース(下腿骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合に限り。)、線副子等(上下顎を一体的に固定した場合に限り。))およびハローベストをいいます。
- **「競技等」と**は、競技、競争、興行(*)または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。

試運転に訓練を含む特約(ただし、自動車等*の運転資格を取得するための訓練は含みません。)	交通事故危険のみ補償特約
----------------------------------------------	--------------

- (*) いずれもそのための練習を含みます。
- **「行政書士が行う相談」と**は、行政書士法第1条の3(業務)第1項第4号に規定する相談をいいます。
- **「頸(けい)部症候群」と**は、いわゆる「むちうち症」をいいます。
- **「ケガ」と**は、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。
 「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。
 「傷害」には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に発生する中毒症状(*)を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。
 ①細菌性食中毒
 ②ウイルス性食中毒
 (*) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果発生する中毒症状を除きます。
- **「後遺障害」と**は、治療*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの*を除きます。
- **「交通事故」と**は、次の事故をいいます。
 ①運行中の交通乗用具*との衝突、接触等(*)
 ②運行中の交通乗用具の衝突、接触、火災、爆発等(*)
 ③運行中の交通乗用具の正規の搭乗装置またはその装置のある室内に搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故(異常かつ危険な方法で搭乗している場合は含みません。)
 ④乗客として交通乗用具の改札口に入ってから改札口を出るまでの間の急激かつ偶然な外来の事故
 ⑤道路通行中の、工作用自動車との衝突、接触等または工作用自動車の衝突、接触、火災、爆発等の事故(*) (ただし、作業機械としてのみ使用されている工作用自動車に限り。)
 ⑥交通乗用具の火災
 (*) 立入禁止の工事現場内、建設現場内、レーシング場のサーキット内、鉄道敷地内等で、かつ、一般には開放されていない状況にある場所で発生した事故は除きます。
- **「交通乗用具」と**は、電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車(一般原動機付自転車および特定小型原動機付自転車をいいます。)、自転車、航空機、ヨット、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、エレベーター等、特約に定められたものをいいます。
- **「公的介護保険制度」と**は、介護保険法に基づく介護保険制度をいいます。
- **「誤嚥(えん)」**とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ること。をいいます。
- **「骨髄採取手術」と**は、組織の機能に障害がある方に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合は含みません。

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

- 「**サ行**」●**【最高保険金支払月額】**とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 【再調達価額】**とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 【自動車等】**とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 【支払基礎所得額】**とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額}}{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。
- 【支払限度日数】**とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入内容確認画面等記載の期間または日数とします。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

- 【支払対象期間】**とは、支払いの対象となる期間をいい、それぞれについて、加入内容確認画面等記載の期間または日数をいいます。なお、入院*が中断している期間がある場合には、その期間を含む継続した期間をいいます。

適用される保険金の名称	・疾病入院保険金 ・疾病通院保険金
-------------	-------------------

- 【司法書士が行う相談】**とは、司法書士法第3条(業務)第1項第5号および同項第7号に規定する相談をいいます。
- 【就業障害】**とは、被保険者が身体障害*を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間*開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*が20%超であることをいいます。免責期間*中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。
- 【就業不能】**とは、被保険者がケガ*または病気*を被り、入院*していることまたは治療*を受けている(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院している)ことにより、加入内容確認画面等記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、ケガまたは病気によって死亡された後、あるいはケガまたは病気が治癒した後は就業不能とはいいいません。
- 【就業不能期間】**とは、てん補期間*内における被保険者の就業不能*の日数(就業不能の原因が骨髄採取手術*の場合は、就業不能の日数に4日を加えた日数)をいいます。
- 【酒気帯び運転】**とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等*を運転することをいいます。
- 【手術】**とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている診療行為(*1)。ただし、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術ならびに抜歯手術を除きます。また疾病手術保険金補償については鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)を除きます。
 - ②先進医療*に該当する診療行為(*2)
 (*1)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されているものを含みます。
 (*2)②の診療行為は、治療*を直接の目的として、メス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものに限ります。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為ならびに注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為を除きます。
- 【乗用具】**とは、自動車等*、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。
- 【女性特定疾病】**とは、次の病気をいいます。

一部の中皮腫・カポジ肉腫などを除くがん*、乳房・子宮・卵巣・腎尿路・甲状腺など特定部位の良性新生物、栄養性貧血など特定の貧血、紫斑病、血小板減少症、甲状腺障害、クッシング症候群・卵巣機能障害などの特定の内分泌腺障害、慢性リウマチ性心疾患、外陰静脈瘤、低血圧(症)、乳房切除後リンパ浮腫症候群、胆石症・胆のう炎など特定の胆のうの病気、関節リウマチ、全身性結合組織障害、ネフローゼ症候群・慢性腎不全など特定の腎臓・尿道の病気、乳房の障害、女性骨盤臓器の炎症性疾患、女性生殖器の非炎症性障害、帝王切開などを除く妊娠・分娩・産じょにかかわる病気 など特約記載の病気
- 【所定の部位】**とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。
 - ・長管骨(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱
 - ・長管骨に接続する3大関節部分(肩関節、肘関節、手関節、股関節、膝関節、膝関節および足関節をいいます。)
 - ・肋骨または胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部を固定した場合に限ります。
 - ・顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合に限ります。
- 【所得】**とは、業務に従事することによって得られる給与と所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害*となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含まれません。
- 【所得喪失率】**とは、次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間*終了日の翌日から起算した各月における回復所得額*}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得*の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害*の程度や収入の状況の動向が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

- 【親族】**とは、6親等内の血族、配偶者*および3親等内の姻族をいいます。
- 【診断確定】**とは、医師*による病理組織学的所見(*1)によってなされたものをいいます。
(注)病理組織学的検査(*2)が行われない場合には、病理組織学的検査(*2)が行われなかった理由が明らかであり、その他の所見(*3)による診断確定の根拠が合理的であると認められるときに限り、その他の所見(*3)による診断確定も認めることがあります。
(*1)病理組織学的所見とは、生検等をいいます。
(*2)病理組織学的検査とは、生検等をいいます。
(*3)その他の所見とは、細胞学的検査、臨床検査等により認められる異常所見をいいます。
- 【身体障害】**とは、傷害(「ケガ」といいます)および疾病(「病気」といいます)をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
- 【先進医療】**とは、手術*または放射線治療*を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に厚生労働大臣が定めるもの(先進医療ごとに別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの)に限ります。)をいいます。なお、先進医療の対象となる医療技術、医療機関および適応症等は、一般の保険診療への導入や承認取消等の事由によって、変動します。
- 【その他の変乱】**とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。
- 【他の保険契約等】**とは、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 【治療】**とは、医師*が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。
- 【通院】**とは、病院もしくは診療所に通い、または往診、訪問診療もしくはオンライン診療*により、治療*を受けることをいいます。ただし治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領、医療相談等のためのものまたは医師等による受診勧奨は含みません。
- 【定期所得】**とは、賞与を除いた金額とします。なお、賞与とは、名称のいかんを問わず、臨時に支払われるものおよび3か月を超える期間ごとに支払われるものをいいます。

- 【タ行】**●**【最高保険金支払月額】**とは、1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
- 【再調達価額】**とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。
- 【自動車等】**とは、自動車または原動機付自転車をいいます。
- 【支払基礎所得額】**とは、保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\frac{\text{1口あたり保険金額}}{\text{加入口数}}$ によって算出した額となります。
- 【支払限度日数】**とは、支払対象期間*内において、支払いの限度となる日数をいい、それぞれについて、加入内容確認画面等記載の期間または日数とします。

- 【タ行】**●**【溺水】**とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。
- 【てん補期間(親介護補償プラン)】**とは、介護による休業保険金の免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入内容確認画面等記載の期間をいいます。)をいいます。
- 【てん補期間(所得補償プラン)】**とは、引受保険会社が保険金を支払う限度日数で、免責期間*終了日の翌日から起算する一定の期間(加入内容確認画面等記載の期間をいいます。)をいいます。この期間内で就業不能*である期間が保険金支払いの対象となります。
- 【てん補期間(長期所得補償プラン)】**とは、引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間*終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算して「24か月」が限度です。
- 【てん補期間内介護による休業期間】**とは、てん補期間*内における介護による休業*の期間(月数)をいい、次の場合を含みません。
 - ①介護対象者*が要介護状態(要介護2以上の状態)*に該当しなくなった場合
 - ②被保険者が離職(*1)した場合
 - ③勤務先の関与する子会社、関連会社その他関係先への転籍を除きます。
- 【特定感染症】**とは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に規定する次のいずれかの感染症をいいます。
 - ①一類感染症
 - ②二類感染症
 - ③三類感染症
 - ④指定感染症(*)
 (*1)指定感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定に基づき一類感染症、二類感染症または三類感染症に適用される規定と同程度の規定を準用することが政令で定められている場合に限ります。

- 【入院】**とは、自宅等での治療*が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師*の管理下において治療に専念することをいいます。
- 【配偶者】**とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。
- 【賠償義務者】**とは、被保険者に発生した被害に対して法律上の損害賠償責任を負担する者をいいます。
- 【発病】**とは、医師*が診断(*1)した発病をいいます。ただし、先天性異常については、医師が診断したことによりはじめて発見されることをいいます。
(*1)人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。
- 【病気】**とは、被保険者が被ったケガ*以外の身体の障害をいいます。なお、被保険者が病気によって被ったケガについては、病気として取り扱います。
- 【平均月間所得額(所得補償プラン)】**とは、被保険者が就業不能*となる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。就業規制等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 【平均月間所得額(長期所得補償プラン)】**とは、被保険者の就業障害*が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

$$\text{平均月間所得額} = \frac{\text{(年間収入額(*1))} - \text{(働けなくなったことにより支出を免れる金額(*2))}}{12(\text{か月})}$$

- (*1)給与と所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引き前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。
- (*2)被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。
- 【平均月間定期所得額】**とは、免責期間*が始まる直前12か月における被保険者の定期所得*の平均月間額をいいます。就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により調整を行います。
- 【弁護士費用等】**とは、損害賠償に関する争訟についての次のいずれかに該当する費用をいい、法律相談費用*を除きます。ただし、保険金請求権者が、これらの費用を支出する際の手続き等を行うことによって得られなくなった収入は対象となりません。
 - ①あらかじめ引受保険会社の承認を得て保険金請求権者が委任した弁護士、司法書士または行政書士に対する弁護士報酬(*1)、司法書士報酬(*1)または行政書士報酬(*2)
 - ②訴訟費用、仲裁、和解もしくは調停に要した費用およびその他権利の保全もしくは行使に必要な手続きをするために要した費用
 (*1)弁護士または司法書士に委任した事件の対象に基づき算定される着手金・手数料、および委任によって確保された利益に基づき算定される報酬金をいいます。
 (*2)書類の作成および書類の提出手続きの代理の対価として算定される金額をいいます。
- 【放射線治療】**とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。
 - ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為
 - ②先進医療*に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為
 (注)①の診療行為には、歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。
- 【法律相談】**とは、次のいずれかに該当する行為をいい、口頭による鑑定、電話による相談またはこれらに付随する手紙等の書面の作成もしくは連絡等、一般的にその資格者の行う相談の範囲内と判断することが妥当であると認められる行為を含みます。なお、訴訟事件、非訟事件、行政庁に対する不服申立事件に関する行為(*)、書面による鑑定、法律関係の調査、書類作成および法律事務の執行等は含まないものとします。
 - ①弁護士が行う法律相談
 - ②司法書士が行う相談*
 - ③行政書士が行う相談*
 (*1)審査請求、異議申立て、再審査請求等をいいます。
- 【法律相談費用】**とは、法律相談*の対価として弁護士、司法書士または行政書士に支払われるべき費用をいいます。なお、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当は含みません。
- 【保険価額】**とは、保険の対象に損害が発生した地および時における保険の対象の価額をいいます。
- 【未婚】**とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。
- 【免責期間(親介護補償プラン)】**とは、支払いの対象とならない期間をいい、加入内容確認画面等記載の期間または日数をいいます。

適用される保険金の名称	・介護による休業補償保険金
-------------	---------------

- 【免責期間(所得補償プラン)】**とは、就業不能*開始から起算して、継続して就業不能である一定の期間(加入内容確認画面等記載の日数)をいいます。この期間は保険金支払いの対象となりません。ただし、骨髄採取手術*による就業不能の場合には免責期間を適用しません。
- 【免責期間(長期所得補償プラン)】**とは、保険金をお支払いしない協定書に記載された就業障害*が継続する期間をいいます。「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害となった場合には、免責期間に応じて定めた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。
- 【免責金額】**とは、支払保険金の計算にあたって損害または費用の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

ヤ行 ●「約定給付率」とは、保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

<p>・要介護状態 (要介護2以上の状態とは)</p>	<p>次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護2以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護2以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態</p>
<p>・要介護状態 (要介護3以上の状態とは)</p>	<p>次のいずれかに該当する状態をいいます。 ①公的介護保険制度*の第1号被保険者(65才以上) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態 ②公的介護保険制度の第2号被保険者(40才以上65才未満) 要介護3以上の要介護認定の効力が生じた状態。ただし、原因が公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病(初老期における認知症等の16疾病)に該当しない場合は、要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態とします。 ③公的介護保険制度の被保険者以外(40才未満) 要介護3以上に相当する約款所定の寝たきりまたは認知症により介護が必要な状態</p>

補償対象外となる運動等	
<p>山岳登山^(※1)、リュージュ、ポブスレー、スケルトン、航空機^(※2)操縦^(※3)、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機^(※4)搭乗、ジャイロプレーン搭乗</p>	<p>その他これらに類する危険な運動</p>
<p>(※1)ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング(フリークライミングを含み、登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)をいいます。 (※2)グライダーおよび飛行船は含みません。 (※3)職務として操縦する場合は含みません。 (※4)モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機は含みません。</p>	
補償対象外となる職業	
<p>オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手(競輪選手)、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士</p>	<p>その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</p>
補償対象外となる主な「携行品」	
<p>船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、自転車・雪上オートバイ・ゴーカート・ハンググライダー・パラグライダー・サーフボード・ウィンドサーフィンおよびこれらの付属品、無人機(ドローン)・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話・スマートフォン・PHS・ポケットベル・ポータブルナビゲーション・モバイルWi-Fiルーター・ワイヤレスイヤホン等の携帯式通信機器・パソコン・タブレット端末・ウェアラブル端末等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、眼鏡、サングラス、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢、動物、植物、株券、有価証券(乗車券等、定期券、通貨および小切手は補償の対象となります。)、印紙、切手、預金証書または貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、釣竿・竿掛け・竿袋・リール・釣具入れ・クーラー・びく・たも網・救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された漁具、証書(運転免許証およびパスポートを含みます。)、帳簿・稿本(本などの原稿)・設計書・図案・ひな形・鋳型・木型・紙型・模型・勳章・き章・免許状その他これらに類する物(印章は補償の対象となります。)、テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ</p>	<p>など</p>
補償対象外となる主な「受託物」	
<p>日本国外で受託した物、通貨、預貯金証書、有価証券、印紙、切手、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、証書、帳簿、貴金属、宝石、書画、骨董(とう)、彫刻、美術品、自動車(被牽(けん)引車を含みます。)、原動機付自転車・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機およびこれらの付属品、銃砲、刀剣、上記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のその運動等のための用具、動物・植物等の生物、建物(置、建具、浴槽、流し、ガス台、調理台、棚および電気・ガス・暖房・冷房設備その他の付属設備を含みます。)、門、塀・垣、物置、車庫その他の付属建物</p>	<p>など</p>

重要事項のご説明



契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険(標準型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1商品のお申し込みおよび引受条件等

(1) 商品のお申し込み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合等に保険金をお支払いします。被保険者の範囲や、保険金が支払われる事故の種類によって契約プランをお選びいただくことができます。特約をセットすることで、携行品損害、賠償責任など日常でのさまざまな事故を補償することも可能です。

●被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人 ^(※2)	配偶者	その他親族 ^(※3)
本人型	○	—	—
家族型 ^(※1)	○	○	○

●保険金が支払われる事故の種類によって次の特約をセットします。

		保険金が支払われる事故 (○:補償対象 ×:補償対象外)	
		右記以外	交通事故
特約セットなし		○	○
特約セット	交通事故危険のみ補償特約	×	○

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
日常生活賠償特約	(a) 本人 ^(※2) (b) 本人 ^(※2) の配偶者 (c) 同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子)
受託物賠償責任補償特約	(e) (a)から(d)までのいずれかに該当する方が責任無能力者である場合は、その方の親権者、その他の法定監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 ^(※4) 。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。
弁護士費用特約	(a) 本人 ^(※2) (b) 本人 ^(※2) の配偶者 (c) 同居の親族(本人 ^(※2) またはその配偶者と同居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族) (d) 別居の未婚の子(本人 ^(※2) またはその配偶者と別居の、本人 ^(※2) またはその配偶者の未婚の子)
特定感染症危険「葬祭費用保険金」補償特約	(a) 保険契約者 (b) 補償対象者である上表の「被保険者の範囲」の方の親族(6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族)

- (※1) 家族型には「家族型への変更に関する特約」がセットされます。
- (※2) ネット手続き画面・加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。
- (※3) 家族型の場合は次のいずれかの方をいいます。
 - ・本人またはその配偶者と同居の、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族
 - ・本人またはその配偶者と別居の、本人またはその配偶者の未婚の子

(※4) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方は、責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。

(注)同居・別居の別および続柄は保険金支払事由発生の際におけるものをいいます。住民票上は同居となっても実態が別居の場合は、ここでいう同居には該当しません。

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続き画面・加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご契約の引受範囲および引受範囲外の職業・職務につきましては、「注意喚起情報のご説明」の「2. (2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)」<ご契約の引受範囲><ご契約の引受範囲外>をご参照ください。また、お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面・加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご注意ください。
・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2 保険料

保険料は保険金額・保険期間・お仕事の内容(「交通事故危険のみ補償特約」をセットしたご契約の場合を除きます。)等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、ネット手続き画面・加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

注意喚起情報のご説明（団体総合生活補償保険〈標準型〉）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は株式会社大和証券グループ本社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

■被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続き画面・加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ネット手続き画面・加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者（*）の「職業・職務」（「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。）
（*）家族型の場合、「被保険者ご本人」と読み替えます。
- ②他の保険契約等（*）に関する情報
（*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

(2) 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。（「交通事故危険のみ補償特約」をセットした場合を除きます。）

【通知事項】

- ①職業・職務を変更した場合
- ②新たに職業に就いた場合
- ③職業をやめた場合

また、上記①または②のいずれかにおいて、下記のご契約の引受範囲外>に該当した場合は、ご契約を解約していただくか、引受保険会社からご契約を解除します。

<ご契約の引受範囲>
下記以外の職業
<ご契約の引受範囲外>
オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手（競輪選手）、モーターボート（水上オートバイを含みます。）競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士 その他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等（*）で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット手続き画面・加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず入力・記入してください。

（*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金
以上	<ul style="list-style-type: none"> ●傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 （注）傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
外記	<ul style="list-style-type: none"> ●普通保険約款・特約に定めております。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約（*）の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約（*）を解約しなければなりません。

- ①この保険契約（*）の被保険者となることについて、同意していなかった場合
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があった場合
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当する場合
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤2～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約（*）の存続を困難とする重大な事由が発生させた場合
- ⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約（*）の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があった場合

また、①の場合には、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

（注）家族型においては、被保険者ご本人から解約請求があった場合、または被保険者ご本人による引受保険会社への解約請求があった場合には、保険契約者は次のa.またはb.いずれかのことを行わなければなりません。ただし、この保険契約において、その被保険者ご本人が傷害後遺障害保険金の支払いを受けていた場合にはb.によるものとします。

- a. 家族のうち新たに本人となる方の同意を得て、本人をその方に変更すること。
- b. この保険契約（*）を解約すること。

（*）保険契約
その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ
次の特約等をセットする場合、補償内容が同様の保険契約（団体総合生活補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にあるときは、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、損害の額等によってはいずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、特約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

（注）複数あるご契約のうち、これらの特約を1つのご契約のみにセットしている場合、ご加入を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外となったとき等は、特約の補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体総合生活補償保険（標準型） 日常生活賠償特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 日常生活賠償特約
団体総合生活補償保険（標準型） 受託物賠償責任補償特約	自動車保険 日常生活賠償（受託物賠償追加型）特約 火災保険 受託物賠償特約

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガ等が発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1) 保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただくことがあります。

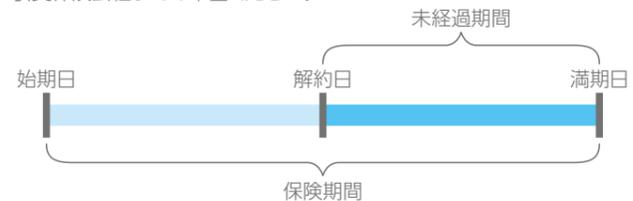
(2) 分割払の場合で、保険金をお支払いする場合が発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効（または終了）したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6 失効について

ご加入後に、被保険者（家族型においては被保険者全員）が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退（解約）される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。



・脱退（解約）日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退（解約）日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたってのご注意」をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】大和証券ファシリティーズ株式会社
TEL 03-5555-6960
 ●受付時間:9:00～17:00
 （土日・祝日はお休みとさせていただきます。）

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277（無料）

チャットサポートなどの各種サービス
 はこちらからアクセスできます。

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、事故が起こった場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
 24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
事故は いち早く
0120-258-189（無料）

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」

こちらからアクセスできます。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と
 手続実施基本契約を締結しています。
 引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、
 一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、
 解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル（全国共通・通話料有料）】0570-022-808

●受付時間[平日9:15～17:00（土日・祝日および年末年始を除きます）]
 ●携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
 ●おかけ間違いにご注意ください。
 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

- 制度のご案内
- 補償の選び方
- 傷害補償プラン
- 親介護補償プラン
- 疾病補償プラン
- 交通事故補償プラン
- 所得補償プラン
- 長期所得補償プラン
- Q & A
- 注意事項
- 重要事項説明

重要事項のご説明



契約概要のご説明 (団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合には、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1商品の仕組みおよび引受条件等

(1)商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が事故によりケガをされた場合(傷害補償特約等をセットした場合)や病気になられた場合(疾病補償特約等をセットした場合)等に保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

加入タイプ	被保険者の範囲 (○:被保険者の対象 -:被保険者の対象外)		
	本人 ^(*)	配偶者	その他の親族
本人型	○	-	-

主な特約	特約固有の被保険者の範囲
疾病補償特約	本人 ^(*) のうち、次のすべてに該当する方
三大疾病診断保険金補償(待機期間不設定型)特約	・保険期間の開始時点で生後15日以上満89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
抗がん剤治療特約	
先進医療費用保険金補償特約	
CT・MRI検査一時金補償特約	
セカンドオピニオン費用補償特約	
親介護一時金支払特約 ^{親介護}	本人 ^(*) の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、ネット手続き画面・加入申込票の特約被保険者欄に記載された次のすべてに該当する方 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方
親の介護による休業補償特約	本人 ^(*) (注)介護対象者(介護を受ける方)の範囲は、本人の親(姻族を含みます。2名までを限度とします。)のうち、ネット手続き画面・加入申込票の介護対象者欄に記載された次のすべてに該当する方となります。 ・保険期間の開始時点で満20才以上89才以下の方 ・健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方

(*)ネット手続き画面・加入申込票の被保険者ご本人欄記載の方をいいます。

(2)補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

①保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。

②保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されています。

(3)セットできる主な特約およびその概要

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4)保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続き画面・加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5)引受条件

お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面・加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。ご加入いただく保険金額につきましては、次の点にご確認ください。

- ・保険金額は被保険者(補償の対象者)の方の年齢・年取などに照らして適正な金額となるように設定してください。場合により、お引受けできない保険金額・ご加入条件等もありますのであらかじめご承知おきください。
- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえて設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

2保険料

保険料は保険金額・被保険者(補償の対象者)の方の年齢・保険期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましてはネット手続き画面・加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたします。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明(団体総合生活補償保険 (MS&AD型))

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は株式会社大和証券グループ本社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2告知義務等

(1)告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続き画面・加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ネット手続き画面・加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

①他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

②被保険者の「生年月日」「[年齢]」(病気を補償する契約に限ります。)

③被保険者の健康に関する告知(病気を補償する契約に限ります。)

④被保険者の「性別」(抗がん剤治療特約をセットする契約に限ります。)
(注)告知事項の回答にあたっては、「健康状況告知書ご記入のご案内」をご覧ください。

(2)その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット手続き画面・加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ず入力・記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、団体総合生活補償保険、普通傷害保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金受取人について

保険金受取人	傷害死亡保険金	・傷害死亡保険金は、特に傷害死亡保険金受取人を定めなかった場合には、被保険者の法定相続人にお支払いします。なお、法定相続人とは民法で定められた被相続人の財産を相続できる人をいい、法律上の婚姻関係にない配偶者を含みません。 (注)傷害死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に定める場合、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。なおこの場合、保険契約者と被保険者が異なるご契約を被保険者の同意のないままにご契約されていたときは、保険契約が無効となります。また、ご契約後に傷害死亡保険金受取人を変更する場合も、被保険者の同意を確認するための署名などをいただきます。
	上記以外	・普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、次のいずれかに該当するときは、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

- ①この保険契約^(*)の被保険者となることについて、同意していなかったとき
- ②保険契約者または保険金を受け取るべき方に、次のいずれかに該当する行為があったとき
 - ・引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
 - ・保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当するとき

④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。

⑤②～④の場合と同程度に被保険者の信頼を損ない、この保険契約^(*)の存続を困難とする重大な事由が発生させたとき

⑥保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了等により、この保険契約^(*)の被保険者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき

また、①の場合には、被保険者が引受保険会社に解約を求めることができます。その際は被保険者であることの証明書類等の提出が必要となります。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

3補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1)保険金をお支払いしない主な場合

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2)重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大となり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあること。
- ⑤上記のほか、①～④と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生させたこと。

5保険料の払込猶予期間等の取扱い

(1)保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきますことがあります。

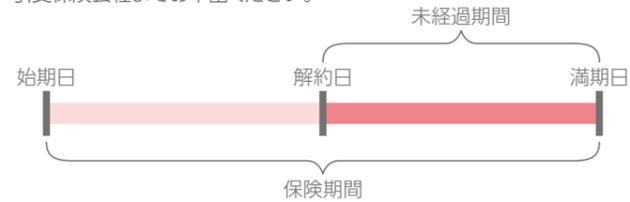
(2)分割払の場合で、保険金をお支払いする場合は発生し、保険金を支払うことにより契約の全部または一部が失効(または終了)したときには、未払込みの分割保険料を請求させていただくことがあります。

6失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合には、この保険契約は失効となります。なお、傷害死亡保険金をお支払いする場合に該当しない事由の死亡による失効のときは、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、ご加入の代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。



- ・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。
- ・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただくことがあります。

8 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたってのご注意」をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ① 多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ② 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(団体総合生活補償保険(MS&AD型))をお申込みされる場合のご注意事項

- ① 新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ② 新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始日より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③ 新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年齢により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④ 新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問い合わせは

【代理店・扱者】大和証券ファンリティアーズ株式会社
TEL 03-5555-6960
●受付時間:9:00~17:00
(土日・祝日はお休みとさせていただきます。)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス
こちらからアクセスできます。
<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、事故が起きた場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

事故の連絡は、インターネット事故受付が簡単・便利です。
「インターネット事故受付サービス」
こちらからアクセスできます。

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】0570-022-808

●受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
●携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

重要事項のご説明



契約概要のご説明 (所得補償保険)

- ご加入に際して特にご確認ください事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)がケガまたは病気により就業不能となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	現在働いて収入を得ている方で、保険期間開始時点で、満15才以上69才以下の方かつ健康に関する告知の結果、ご加入できると判定された方に限ります。
被保険者の範囲	ネット手続き画面・加入申込票の被保険者欄記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合は「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」との通りです。詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

① 保険金をお支払いする場合(支払事由)と保険金のお支払額

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。

② 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続き画面・加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

所得補償保険金額は、被保険者(補償の対象者)が加入されている高額療養費制度等の公的医療保険制度の給付内容をご勘案いただいたうえで、平均月間所得額の範囲内で適正となるよう、ご加入時に設定いただきます(就業不能にかかわらず得られる役員報酬、年金、利子、配当、不動産賃貸料などは平均月間所得額に含めることはできません。)。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ

(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。お客さまが実際にご加入いただく保険金額につきましては、パンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面・加入申込票、普通保険約款・特約等にてご確認ください。

また、所得補償保険金額が平均月間所得額を超えている場合には、その超えた部分については保険金をお支払いできません。

2 保険料

保険料は保険金額・年齢・お仕事の内容・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にご加入いただく保険料につきましては、ネット手続き画面・加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。分割払の場合には、払込回数により、保険料が割増となっています。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退(解約)に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。追加で請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。「注意喚起情報のご説明」の「7.解約と解約返れい金」をご参照ください。

6 無事故戻し返れい金

無事故戻しは行いません(無事故戻しに関する規定の不適用特約が自動セットされます。)

注意喚起情報のご説明 (所得補償保険)

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者(補償の対象者)が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 クーリングオフ説明書(ご契約のお申込みの撤回等)

この保険は株式会社大和証券グループ本社が保険契約者となる団体契約であることからクーリングオフの対象となりません。

2 告知義務・通知義務等

(1) 告知義務(ご加入時にお申出いただく事項)

■被保険者(補償の対象者)には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

■告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続き画面・加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。ネット手続き画面・加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ①被保険者の「職業・職務」
- ②他の保険契約等^(*)に関する情報

(*)同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

- ③被保険者の「生年月日」、「年令」

- ④被保険者の健康に関する告知

〈健康に関する告知について〉

・被保険者(補償の対象者)の健康状況に関する質問事項(健康状況告知書質問事項)に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご記入のうえ、「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。ネットで手続きの場合はお申込人にてご入力ください。

・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。

・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入時^(*)より前に発病した病気^(**)または発生した事故によるケガについては保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。なお、継続加入である場合、病気を発病した時またはケガの原因となった事故発生の時が就業不能となられた日からご加入の継続する期間を遡及して1年以前であるときは保険金をお支払いすることがあります。

(*)1 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*)2 就業不能の原因となった病気と医学上因果関係がある病気を含みます。発病日は医師の診断(人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。)によります。

(2) 通知義務等(ご加入後にご連絡いただく事項)

■ご加入後、被保険者に次の事実が発生した場合は、遅滞なくご加入の代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、保険金を削減してお支払いすることがありますので、十分ご注意ください。

【通知事項】

・加入内容確認画面記載の職業・職務を変更した場合

■ご加入後、申込人の住所などを変更される場合は、ご契約内容の変更等が必要となります。ただちに代理店・扱者または引受保険会社までご連絡ください。

(3) その他の注意事項

■同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット手続き画面・加入申込票の保険金請求履歴にその内容を必ず入力・記入してください。

(*)「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも積立保険を含みます。また、他の保険会社等における契約、共済契約等を含みます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご連絡ください。将来に向かって、保険金額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*)保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ

補償内容が同様の保険契約(所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

(注)1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
所得補償保険	他の所得補償保険

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合(主な免責事由)等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のことがある場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、引受保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガや病気等を発生させ、または発生させようとしたこと。
- ②被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に引受保険会社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を発生させたこと。

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

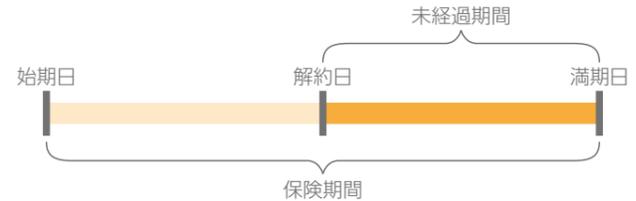
保険料は、パンフレット表紙記載の方法により払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料を払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除させていただきます。

6 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業不能の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

7 解約と解約返れい金

ご加入を途中で脱退(解約)される場合は、代理店・扱者または引受保険会社までお申出ください。



・脱退(解約)日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還させていただきます。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

・始期日から脱退(解約)日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料について、追加のご請求をさせていただきます。

8 保険会社破綻時等の取扱い

「ご加入にあたってのご注意」をご参照ください。

9 個人情報の取扱いについて

「個人情報のお取扱いについて」をご参照ください。

10 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」のご注意

現在のご契約について解約、減額などの契約内容の変更をされる場合には、被保険者にとって不利益となるときがあります。また、新たにお申込みの保険契約についても制限を受ける場合があります。

(1) 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- ①多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込みいただいた保険料の合計額よりも少ない金額となります。特にご契約後短期間で解約された場合の解約返れい金はまったくないか、あってもごくわずかです。
- ②一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失うことがあります。

(2) 新たな保険契約(所得補償保険)をお申込みされる場合のご注意事項

- ①新たにお申込みの保険契約については、被保険者の健康状況などによりご加入をお引受けできない場合があります。
- ②新たにお申込みの保険契約については、その保険契約の保険期間の開始時より前に発生している病気やケガ等に対しては保険金をお支払いできないことがあります。
- ③新たにお申込みの保険契約については、現在のご契約と商品内容が異なることがあります。新たな保険契約にご加入された場合、新たな保険契約の始期日における被保険者の年令により計算された保険料が適用されるとともに、新たな保険契約の普通保険約款・特約が適用されます。
- ④新たにお申込みの保険契約については、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が解約・減額される契約と異なることがあります。

この保険商品に関するお問合わせは

【代理店・扱者】大和証券ファンリティアーズ株式会社
TEL 03-5555-6960
●受付時間:9:00~17:00
(土日・祝日はお休みとさせていただきます。)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」
0120-632-277 (無料)

チャットサポートなどの各種サービス

こちらからアクセスできます。 

<https://www.ms-ins.com/contact/cc/>

万一、ケガをされたり、病気になる場合は

遅滞なく代理店・扱者または下記にご連絡ください。
24時間365日事故受付サービス「三井住友海上事故受付センター」
事故は いち早く
0120-258-189 (無料)

指定紛争解決機関

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 **そんぽADRセンター**
〔ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)〕**0570-022-808**

●受付時間[平日9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます)]
●携帯電話からも利用できます。IP電話からは03-4332-5241におかけください。
●おかけ間違いにご注意ください。
●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
<https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html>

制度のご案内

補償の選び方

傷害補償プラン

親介護補償プラン

疾病補償プラン

交通事故補償プラン

所得補償プラン

長期所得補償プラン

Q & A

注意事項

重要事項説明

重要事項のご説明



契約概要のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する「協定事項明細書（協定書）」（以下協定書といいます）等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者（補償の対象者）がケガまたは病気により就業障害となられた場合に被保険者が被った損害に対して保険金をお支払いします。なお、被保険者としてご加入いただける方および被保険者の範囲は次のとおりです。

被保険者としてご加入いただける方	2026年1月21日時点において満59才以下の大和証券グループ各社の役員ならびに正式な雇用関係のある従業員（非常勤、アルバイト、パート従業員、健康保険の対象とならない方を除きます。）の方
被保険者の範囲	ネット手続き画面・加入申込票の被保険者欄に記載の方

(2) 補償内容

保険金をお支払いする場合、および保険金をお支払いしない主な場合は、「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」のとおりです。詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

- ① **保険金をお支払いする場合（支払事由）とお支払いする保険金の額**
「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。
- ② **保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）**
「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されております。

(3) セットできる主な特約およびその概要

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。特約の内容の詳細は普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書に基づきます。

(4) 保険期間

この保険の保険期間は、1年間です。お客さまが実際にご加入いただく保険期間については、ネット手続き画面・加入申込票の保険期間欄にてご確認ください。

(5) 引受条件

ご加入いただく支払基礎所得額の設定につきましては、次の点にご注意ください。お客さまが実際にご加入いただく支払基礎所得額につきましては、パンフレットの保険金額欄およびネット手続き画面・加入申込票等にてご確認ください。

この保険の支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的医療保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

- ・所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。
 - 健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）:50%*
 - 国民健康保険の加入者（自営業の方など）:70%

(*）公的医療保険制度において傷病手当金の支給対象となる被保険者（給与所得者）については、免責期間が1年6か月以上の場合、70%とします。

2 保険料

保険料は支払基礎所得額・年齢・性別・免責期間・てん補期間等によって決定されます。お客さまが実際にお払いただく保険料につきましては、ネット手続き画面・加入申込票の保険料欄にてご確認ください。

3 保険料の払込方法について

パンフレット表紙をご参照ください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約返れい金の有無

ご加入の脱退（解約）に際しては、ご加入時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。始期日から解約日までの期間に応じて払込みしていただくべき保険料のお払込状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。「注意喚起情報のご説明」の「7. 解約と解約返れい金」をご参照ください。

注意喚起情報のご説明（団体長期障害所得補償保険）

- ご加入に際して被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただき、ご加入くださいますようお願いいたします。
- 申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容を必ずお伝えください。
- この書面はご加入に関するすべての内容を記載しているものではありません。ご加入の内容は、普通保険約款・特約および保険契約者と引受保険会社との間で締結する協定書等によって定まります。ご不明な点については、代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、引受保険会社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

1 ご契約申込みの撤回等（クーリングオフ）

この保険は株式会社大和証券グループ本社が保険契約者となる団体契約であることから、ご加入のお申込み後、お申込みの撤回またはご加入の解除（クーリングオフ）を行うことはできません。

2 告知義務等

(1) 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

- 被保険者（補償の対象者）には、告知義務があり、代理店・扱者には告知受領権があります。告知義務とは、ご加入時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。
- 告知事項とは、危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めるもので、ネット手続き画面・加入申込票に記載された内容のうち、「※」印がついている項目のことです。この項目について、故意または重大な過失によって告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご加入を解除し、保険金をお支払いしないことがあります。ネット手続き画面・加入申込票の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ① 他^(*)の保険契約等に関する情報
(*）同種の危険を補償する他の保険契約等で、所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、他の保険会社等における契約、共済契約、生命保険契約等を含みます。

- ② 被保険者の「生年月日」、「年齢」、「性別」

- ③ 被保険者の健康に関する告知

【健康に関する告知について】

- ・被保険者（補償の対象者）の健康状況に関する質問事項（健康状況告知書質問事項）に正確にご回答ください。この質問事項に対するご回答は、口頭ではなく、ネット手続き画面・加入申込票の「健康状況告知書質問事項回答欄」に、必ず被保険者本人ご自身でご入力・ご記入のうえ、加入申込票の場合は「健康状況告知書質問事項回答欄」にご署名ください。
- ・健康に関する告知の内容によってはご加入をお引受けできない場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ・ご加入をお引受けした場合でも、ご加入日^{(*)1}からその日を含めて12か月以内に就業障害になった場合で、就業障害の原因となった身体障害について、その被保険者が加入日の前日から遡及して12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき^{(*)2}は、保険金をお支払いしません。このお取扱いは、健康に関する告知に誤りがない場合でも例外ではありませんので、ご注意ください。
- ・詳細は代理店・扱者または引受保険会社までお問合わせください。

(*1) 新規にご加入される場合は「この保険契約のご加入時」、継続加入される場合は「継続加入してきた最初の保険契約のご加入時」をいいます。

(*2) 治療のための服薬および人間ドックや定期健康診断での指摘を含みます。

(2) その他の注意事項

- 同種の危険を補償する他の保険契約等^(*)で、過去3年以内に合計して5万円以上保険金を請求または受領されたことがある場合は、ネット手続き画面・加入申込票の保険金請求履歴欄にその内容を必ずご入力・ご記入ください。
- (*）「同種の危険を補償する他の保険契約等」とは同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等をいい、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。）をいいます。

■保険金の受取人は、普通保険約款・特約に定めております。

■ご加入後、お申込人のご住所などを変更される場合は、遅滞なくご通知いただく必要があります。ご通知いただけない場合は、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

■ご加入後、直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、代理店・扱者または引受保険会社へご通知ください。将来に向かって、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を、通知する直前の12か月における被保険者の所得の平均月間額まで減額することができます。

■被保険者が保険契約者以外の方である場合に、保険契約者との別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者にこの保険契約^(*)の解

約を求めることができます。この場合、保険契約者はこの保険契約^(*)を解約しなければなりません。

(*）保険契約

その被保険者に係る部分に限ります。

■複数のご契約があるお客さまへ
補償内容が同様の保険契約（団体長期障害所得補償保険以外の保険契約にセットされた特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。補償が重複すると、補償対象となる事故による損害については、いずれの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があり、保険料が無駄になることがあります。補償内容の差異や保険金額等を確認し、ご加入の可否をご判断のうえ、ご加入ください。

(注) 1 契約のみご加入した場合、ご加入を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったとき等は、補償がなくなる場合がありますのでご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主なご契約>

今回ご加入いただく補償	補償の重複が発生する他の保険契約の例
団体長期障害所得補償保険	他の団体長期障害所得補償保険
	所得補償保険

3 補償の開始時期

始期日の午後4時に補償を開始します。保険料は、パンフレット表紙記載の方法によりお払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても、保険金をお支払いしません。

4 保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）等

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

「保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額・保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください。なお、保険金を支払わない場合の詳細は普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目および協定書に記載されておりますのでご確認ください。

(2) 重大事由による解除

次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- ① 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- ② 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- ③ 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

5 保険料の払込猶予期間等の取扱い

保険料は、パンフレット表紙記載の方法によりお払込みください。パンフレット表紙記載の方法により保険料をお払込みいただけない場合には、保険金をお支払いできないことがあります。また、ご契約を解除することがあります。

6 失効について

ご加入後に、被保険者が死亡された場合、または、被保険者がこの保険契約に基づき保険金が支払われる就業障害の原因となったケガや病気以外の原因によって、所得を得ることができなくなる業務にも従事しなくなった場合もしくは従事できなくなった場合には、この保険契約は失効となります。この場合、未経過期間分の保険料を返還します。

お申込み・お問い合わせ先

代理店・扱者

大和証券ファシリティーズ株式会社 保険事業部

〒104-0031 東京都中央区京橋1-2-1 大和八重洲ビル5階

TEL: **03-5555-6960** FAX: **03-3278-3215**

<https://www.daiwa-grp.jp/dfs/group/>

マーシュジャパン株式会社コンタクトセンター

引受保険会社

(幹事会社)

三井住友海上火災保険株式会社

金融法人第二部 営業第二課

TEL: **03-6877-5170** (外線)